

2.1 中国EIAガイドブック

日本企業の海外における事業展開に際しての 環境影響評価ガイドブック ～中国編～



令和3年3月

本ガイドブックの内容は執筆者の見解であり、環境省もしくは IGES の見解を述べたものではありません。また、調査を行った 2020 年 12 月時点の情報をもとに作成されたものであり、法令や制度、手続き等は今後改定される可能性があります。執筆者ならびに IGES は、本ガイドブックの利用によって生じた損害、損失に対していかなる場合でも一切の責任を負いません。

なお、本ガイドブックの作成は、日本国環境省による「令和 2 年度アジアにおける環境影響評価連携推進業務」の一環として行われたものです。

日本企業の海外における事業展開に際しての環境影響評価ガイドブック～中国編～

執筆者：

米谷仁 地球環境戦略研究機関シニアフェロー

© 2020 Institute for Global Environmental Strategies. 無断転載を禁ずる。

公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES)

〒240-0115 神奈川県三浦郡葉山町上山口 2108-11

Tel: 046-855-3700 Fax: 046-855-3709

Email: iges@iges.or.jp

URL: <http://www.iges.or.jp>

目次

1.はじめに	1
2.環境影響評価制度にかかる基礎情報	7
3.国際標準の環境影響評価手続きとの比較と注意点	36
4.環境影響評価の実施実績とこれを取り巻く状況.....	40
5.現地政府機関等のコンタクト先.....	43
6.EIA の制度や実施上での課題とその対応策	44
7.参考文献	45
別添 1 建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト	47
別添 2 建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン 通則	93

1. はじめに

1.1 本書作成の背景と目的

急速な経済成長により都市化や工業化が進展しているアジア地域諸国においては、事業実施に伴う地域環境への負荷低減のために環境影響評価を含む様々な環境政策の整備が進められています。こうした中、アジア地域各国に事業展開する日本を含む海外の民間企業にも現地の法制度や手続き、基準等に従って環境配慮を行うことが求められてきています。従って、事業投資に先立って現地の環境配慮に係る制度について十分な情報を把握し、適切に対処していくことが、環境影響に係る事業リスクの回避・低減のために有効です。

アジア地域に事業展開する日本企業のこうした情報ニーズに対応すること、及び各国の環境影響評価制度・運用の高度化に向けた地域内連携推進に資することを目的に、環境省は、平成 26 年度、平成 27 年度、平成 29 年度、平成 30 年度、平成 31 年度及び令和 2 年度に、「アジアにおける環境影響評価連携推進業務」を公益財団法人地球環境戦略研究機関 (IGES) による請負事業として実施しました。本業務では、日本企業の海外事業展開にとっての有益性、及び環境影響評価制度・運用高度化に係るアジア地域内連携推進への有益性の 2 つの観点から、バングラデシュ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、韓国、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム、フィリピン、マレーシアの 12 カ国を調査対象として選定し、各国の環境影響評価制度及びその運用実態について調査を実施しました。

本書は、上記調査のうち中国の調査結果に基づき、中国への事業投資を検討する日本企業に対して、現地の環境影響評価制度及びその実施上のノウハウについて情報提供することを目的に作成されたものです。

1.2 日系企業の進出状況・セクター・規模・事業の特徴

日本貿易振興機構 (JETRO) の世界貿易投資動向シリーズ (中国編) によると、2019 年の中国経済は、実質 GDP 成長率が 6.1% で、2018 年 (6.7%) より 0.6 ポイント減速し、1990 年以來 29 年ぶりの低水準となりました。米中貿易摩擦、金融リスクの防止策など一連の経済構造改革で、インフラ投資が低水準にとどまり、経済への下押し圧力に直面しました。貿易総額は、米中間の貿易の縮小などを受け、前年比 1.0% 減の 4 兆 5,761 億ドルと 2016 年以來 3 年ぶりに減少に転じました。一方、対内直接投資額は、5.8% 増の 9,415 億 2,000 万元 (ドルベースでは 2.4% 増の 1,381 億 4,000 万ドル) と過去最高を再び更新しました。

2019 年の日本の対中直接投資額 (フロー) を日本の国際収支統計 (地域別・業種別直接投資) でみると、前年比 21.6% 増の 1 兆 3,992 億円となりました。分野別にみると製造業が全体の 74.1% (1 兆 364 億円) を占め、構成比は前年より 3.6 ポイント上昇した一方、非製造業は 25.9% となりました。製造業のうち、構成比が最も高い輸送機械器具 (構成比

28.8%)が前年比 24.5%増と全体の伸びを牽引しました。非製造業では、卸・小売りが 23.4%減と不調で、全体を押し下げることとなりました。近年、中国政府の進める第三次産業への構造転換などを背景に、日本の対中投資に占めるサービス業の割合が増加していましたが、直近 3 年では再び製造業の構成比が上昇しています。

JETRO の「2019 年度アジア・オセアニア進出日系企業実態調査」(2019 年 8~9 月実施)によると、今後 1~2 年の中国事業展開の方向性について、「拡大」と回答した企業の割合は 43.2%となり、前年度調査より 5.5 ポイント下落しました。「現状維持」は 50.6%と 5.8 ポイント上昇しました。なお、「縮小」と「第三国(地域)へ移転・撤退」の合計は 6.3%と過去 5 年間で最も低い値となりました。米中摩擦などを背景に不確実性が高まる中で、大半の日系企業が現状を維持しつつ慎重に今後の方向性を検討している様子が見えられます。

1.3 EIA制度及びその運用のハイライト

1.3.1 EIA 制度の背景

中国の環境保護政策においては、米国、欧州、日本等の政策をよく学び、比較的早い時期からこれらの先進国の政策・制度を採り入れてきました。

環境影響評価についても、1973 年に、米国の環境影響評価の概念を参考にして、工業、科学研究などにおけるプロジェクト建設工事において、排水、廃ガス、廃棄物の処理施設を必ず本体工事と併せて設計、建設、使用されなければならないとする「三同時」を規定したのが、その始まりだと言われています。

1979 年には、中国の環境保護に関する基本法的な法律である「環境保護法(試行)」が定められ、その中に環境影響評価についての条文も設け、プロジェクトの建設又は改修時には、環境影響評価を実施しなければならないと規定されました。

1981 年には、環境影響評価に関する法制度として、国家計画委員会、国家基本建設委員会、国务院環境保護指導グループによって、「基本建設プロジェクト環境保護管理弁法」が公布され、環境影響評価の範囲、内容と手続きが具体的に定められました。1986 年には、国务院環境保護委員会、国家計画委員会、国家経済委員会が連名で「建設プロジェクト環境保護管理弁法」を公布して、環境影響評価の対象範囲を環境に影響を及ぼすすべてのプロジェクトに拡大しました。

1998 年には「建設プロジェクト環境保護管理条例」が公布され、環境影響評価分類管理要求、審査認可前置制度、公衆参加、環境影響評価報告作成機関資質管理制度、環境保護施設の「三同時」制度を含む環境影響評価の基本プロセスを明確にし、環境影響評価制度に違反した場合の法的責任も明確にしました。

「環境影響評価法」は2002年10月に全国人民代表大会常務委員会第30回会議で可決成立し、翌2003年1月から施行されました。(その後、2016年、2018年に改正されています。)

2009年には「計画環境影響評価条例」が公布・施行され、環境影響評価制度の「一法二条例」の法体系が構築されました。

このほか、「大気汚染防止法」や「水汚染防止法」といった個別法でも法律に従って環境影響評価を実施することが定められています。

1.3.2 法制度の整備状況

中国の環境政策の基本法的な法律である「環境保護法」には、「関連する開発・利用計画の作成、環境に影響を与えるプロジェクトの建設は、法律に基づいて環境影響評価を行わなければならない。法に基づく環境影響評価が実施されていない開発・利用計画は、組織化し、実施することができない。法に基づく環境影響評価が実施されていない建設事業は着工できない。」(第19条)、「建設事業者が法律に従って建設プロジェクトの環境影響評価文書を提出しなかった場合、又は承認なしに建設を着工した場合、環境保護監督管理の職責を負う部署は、建設停止を命じ、罰金を科し、原状回復を命じることができる。」(第61条)と規定されています。

また、特に情報公開と公衆参加についての規定を置いています。(備考1)

環境影響評価については、「環境影響評価法」が2003年1月から施行されています。

環境影響評価法(以下、単に「法」とします。)第1条は法制定の目的として「持続可能な発展戦略を実施し、計画と建設プロジェクトの実施による環境への悪影響を予防し、経済・社会・環境の調和のとれた発展を促進する」ことを掲げています。また、環境影響評価について「本法にいう環境影響評価とは、計画と建設プロジェクト実施後に発生する可能性のある環境影響について分析・予測・評価を行い、悪影響を予防若しくは軽減する対策と措置を提示し、追跡モニタリングを行う方法と制度を指す」(法第2条)と定義しています。

法の下に個別の建設プロジェクトの環境影響評価に関する「建設プロジェクト環境保護管理条例」(1998年公布。以下、単に「条例」という。)と計画の環境影響評価(戦略的環境アセスメント)に関する「計画環境影響評価条例」(2009年公布・施行)が定められており「一法、二条例」¹の法体系が構築されています。

¹ 中国では、国務院が制定する行政法規を「条例」という。中国の法体系は、全人代が制定する「法律」－国務院が制定する「条例」－省庁レベルが制定する「弁法」となっている。

また、個別の「水污染防治法」や「大気污染防治法」にも環境影響評価についての規定が置かれています。(備考 2、3)

(備考 1)

○環境保護法における建設プロジェクトの環境影響評価についての情報公開と公衆参加に関する規定

「法律に基づいて環境影響報告書を作成する必要がある建設プロジェクトについては、建設事業者は、作成時に、影響を受ける可能性のある公衆に状況を説明し、十分に意見を求めなければならない。建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査・承認を担当する部門は、建設プロジェクトの環境影響評価文書を受け取った後、国家機密と商業秘密に関する事項を除いて、全文を公開しなければならない。建設プロジェクトが公衆の意見を十分に求めていることが判明した場合は、建設事業者に公衆の意見を求めるように命じなければならない。」(第 56 条)

(備考 2)

○水污染防治法における環境影響評価に関する規定

「新築、改造又は拡張して直接又は間接的に汚染物質を水域に排出する建設プロジェクト及びその他の水上施設は、法律に従って環境影響評価を受けなければならない。」(第 19 条)

「建設プロジェクトの水污染防治施設は、本体工事と同時に設計、建設、使用されなければならない。水污染防治施設は、承認又は届出を経た環境影響評価文書の要求に適合していなければならない。」(第 19 条)

「重点水汚染物質の総量規制指標を超えるか又は水環境質改善目標を達成していない地域については、省級²以上の人民政府の環境保護主管部門は、関連部門と共同で、その地域の人民政府の責任者に面接し、かつ重点水汚染物質の排出総量を増加させる建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査・承認を一時停止しなければならない」(第 20 条)

る。

² 中国の地方行政組織は、省級、地級、県級、郷級という 4 つのレベルからなります。省級には、遼寧省、広東省などの 22 の省(大陸に限る)と、内モンゴル自治区(内モンゴル自治区)、広西チワン族自治区(広西壮族自治区)、チベット自治区(西蔵自治区)などの 5 つの自治区、北京市、天津市、上海市、重慶市の 4 つの直轄市があります。市には、省級の直轄市のほかに、地級の市と県級の市があります。南京市、広州市、武漢市などは上級の「地級市」です。中国の「県」は日本とは逆に「市」の下に置かれるもので、英語では county と訳されています。延吉市、瓦房店市などは「県級市」です。ちなみに瓦房店市は上級の「地級市」である大連市の中にあります。

(備考 3)

○大気汚染防止法における環境影響評価に関する規定

「企業事業組織及びその他の生産経営者は、大気環境に影響を与えるプロジェクトを建設する場合、法律に従って環境影響評価を実施し、環境影響評価文書を公開しなければならない。大気中に汚染物質を放出するものは、大気汚染物質排出基準に適合し、重点大気汚染物質の排出総量規制の要求を遵守しなければならない。」(第 18 条)

1.3.3 国の基本的な環境政策に関する主な目標、その達成時期等を示した方針等

2020 年末現在、中国の環境政策の方針、目標は、2016 年 11 月に決定された『第 13 次五カ年計画』生態環境保護計画』に示されています。

計画の冒頭では、「経済社会発展の不均衡、不調和、持続不可能性の問題は依然として目立っており、多段階、多領域、多タイプの生態環境問題が織り交ざり、生態環境と人民大衆のニーズと期待との間の差は大きく、環境質の向上、生態環境総合対策の強化、生態環境の制限要因の排除加速が当面の核心的任務である。」と述べています。

計画では、2020 年を目標年として、以下の主要指標を掲げています。

「第 13 次五カ年計画」 生態環境保護主要指標

指標		2015 年	2020 年	累計 ^{注1}	性質
生態環境質					
1. 大気質	地級以上都市 ^{注2} の大気質優良天気日数比率 (%)	76.7	>80	-	義務
	微小粒子状物質 (PM2.5) がまだ基準に達していない地区級以上都市の濃度低下 (%)	-	-	[18]	義務
	地区級以上都市の重度以上の汚染天気日数比率の低下 (%)	-	-	[25]	努力
2. 水環境質	地表水水質 ^{注3} がⅢ類若しくはそれより良い水域の比率 (%)	66	>70	-	義務
	地表水水質劣Ⅴ類水域比率 (%)	9.7	<5	-	義務
	重要河川湖沼水機能区水質基準達成率 (%)	70.8	>80	-	努力
	地下水質劣悪比率 (%)	15.7 ^{注4}	15 前後	-	努力
	沿岸海域水質優良 (一、二類) 比率 (%)	70.5	70 前後	-	努力
3. 土壌環境質	被汚染耕地安全利用率 (%)	70.6	90 前後	-	義務
	汚染土地安全利用率 (%)	-	90 以上	-	義務
4. 生態系の状況	森林被覆率 (%)	21.66	23.04	[1.38]	義務
	森林蓄積量 (億m ³)	151	165	[14]	義務
	湿地保有量 (億ム ³)	-	≥8	-	努力
	草原総合植被率 (%)	54	56	-	努力
	重点生態機能区の属する地域の生態環境状況指数	60.4	>60.4	-	努力

³ 1 畝(ム²)=約 666.7 平方メートル

指標		2015 年	2020 年	累計 ^{注1}	性質
汚染物質の排出総量					
5. 主要汚染物質の排出総量削減 (%)	化学的酸素要求量	-	-	[10]	義務
	アンモニア態窒素	-	-	[10]	
	二酸化硫黄	-	-	[15]	
	窒素酸化物	-	-	[15]	
6. 区域的汚染物質の排出総量減少 (%)	重点地区重点業種揮発性有機化合物 ^{注5}	-	-	[10]	努力
	重点地区全窒素 ^{注6}	-	-	[10]	努力
	重点地区全リン ^{注7}	-	-	[10]	
生態系保護修復					
7. 国家重点保護野生動植物保護率 (%)		-	>95	-	努力
8. 全国自然ウオーターフロント保有率 (%)		-	≥35	-	努力
9. 新規砂漠化土地対策実施面積 (万 k m ²)		-	-	[10]	努力
10. 新規土壌流失対策実施面積 (万 k m ²)		-	-	[27]	努力
注：1. [] 内は五年累計数。 2. 大気質評価は全国 338 都市をカバーする（地区、州、盟政府所在地及び一部の省轄県級市を含み、三沙と儋州を含まない）。 3. 水環境質評価は全国地表水国設監視断面をカバーし、断面数量は「第 12 次五カ年計画」期間の 972 か所から 1940 か所に増やす。 4. 2013 年のデータ。 5. 重点地区と重点業種で揮発性有機化合物総量規制を推進し、全国排出総量は 10% 以上低下する。 6. 沿海 56 都市及び 29 か所の富栄養化湖沼・ダムに対し全窒素総量規制を実施する。 7. 全リン基準超過を超過した規制単位地区と上流関係地区で全リン総量規制を実施する。					

2. 環境影響評価制度にかかる基礎情報

2.1 対象事業

法 16 条は、「国家は建設プロジェクトの環境への影響の程度に応じて、建設プロジェクトの環境影響評価の分類管理を実施する」と規定し、環境影響報告書、環境影響報告表を作成するか、環境影響登録表に記入するかを区分けした建設プロジェクトの環境影響評価分類管理リスト（「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」（建设项目环境影响评价分类管理名录）を、国务院生態環境主管部門（現在は生態環境部）が制定し公布すると定めてい

ます。

「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」(2021年版。別添1)には、55種173事業がリストアップされています。このうち、(1) 重大な環境影響が生じる可能性のある場合は環境影響報告書、(2) 軽度の環境影響が生じる可能性のある場合は環境影響報告表、(3) 環境影響が非常に小さく、環境影響評価を行う必要が無い場合は環境影響登録表を作成する必要があります。

2.2 事業者の責務

法は、事業者が以下の責務を負うことを明らかにしています。

(1) 建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告表を審査権限のある生態環境主管部門に提出し、着工前に承認を受ける責務。

建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告表は建設事業者が国务院の規定に基づいて審査権限のある生態環境主管部門に提出すること(法第22条)、建設事業者は、建設プロジェクトの環境影響評価文書が審査部門の審査を受ける前又は承認が出る前に着工してはならないこと(法第25条)が義務付けられています。

(2) 建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の内容と結論に責任を負う。

環境影響評価の実施については、建設事業者は技術組織(コンサルタント等)に建設するプロジェクトについての環境影響評価の実施と、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の作成を委託することができます。建設事業者が環境影響評価技術能力を有している場合は、自ら建設プロジェクトの環境影響評価を行い、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成することができます(法第19条)。責任については「建設事業者は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の内容と結論に責任を負わなければならない。」(法第20条)とされています。

なお、コンサルタントの責務についても「建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の委託を受けた技術組織は、作成した建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表について相応の責任を負わなければならない。」(法第20条)と規定されています。

(3) 環境影響報告書案に対する意見を求める責務。

詳細は、2.8 情報公開と公衆参加 を参照。

(4) 環境影響評価文書の承認後に重大な変更があった場合に、承認申請をやり直す責務。

詳細は、2.3.4 承認後の義務 を参照。

(5) 建設プロジェクト建設過程で、審査意見の中で指示された環境保全措置を実施する責務。

詳細は、2.3.5 (1) プロジェクト建設過程における環境保全措置の実施について を参照。

(6) プロジェクトの建設・運転中に環境影響評価で承認された状況と適合しない事態が発生した場合に、事後評価を実施し、改善措置を採る責務。

詳細は、2.3.5 (2) プロジェクトの建設・運転中に環境影響評価で承認された状況と適合しない事態が発生した場合の事後評価、改善措置の実施について を参照。

(7) 建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏若しくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確又は不合理などの重大な品質問題があった場合には、法的責任を追及されます。

生態環境主管部門は建設プロジェクトの稼働又は供用開始後に発生した環境影響の追跡検査を行わなければならない、深刻な環境汚染又は生態破壊が生じた場合は、原因を究明し、責任の所在を明らかにしなければなりません(法第 28 条)。建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏若しくは虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確又は不合理などの重大な品質問題があった場合、本法第 32 条の規定に従い建設事業者及びその責任者と委託を受けて建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成した技術組織及びその関係者の法的責任を追及することとされています(法第 28 条)。

2.3 環境影響評価の手続き

2.3.1 スクリーニング

建設事業者は、建設プロジェクトが環境に及ぼす影響の程度に応じて、環境影響報告書、環境影響報告表を作成するか、環境影響登録表（以下三つを合わせて「環境影響評価文書」という）に記入しなければなりません。

建設プロジェクトが環境に及ぼす影響の程度に応じた 3 つの類型は以下の通りです。

(1) 重大な環境影響が生じる可能性がある場合は、環境影響報告書を作成し、発生する環境

影響について全面的に評価しなければなりません。

(2)軽度の環境影響が生じる可能性がある場合は、環境影響報告表を作成し、発生する環境影響について分析若しくは個別的に評価をしなければなりません。

(3)環境影響が非常に小さく、環境影響評価を行う必要が無い場合は、環境影響登録表に記入しなければなりません。

建設プロジェクトの環境影響評価分類管理リストは、国務院生態環境主管部門が制定し公布しています。(法第 16 条、条例第 7 条。別添 1「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」を参照)

なお、スクリーニングは事業者自身が行い、それぞれが適切であったかどうかは、審査の際にすべて判断することになります。

2.3.2 環境影響報告書の作成について

(1) 環境影響評価の実施者、委託の可否

建設事業者は技術組織に建設するプロジェクトについての環境影響評価の実施と、建設プロジェクト環境影響報告書の作成を委託することができます。

建設事業者が環境影響評価技術能力を有している場合は、自ら建設プロジェクトの環境影響評価を行い、建設プロジェクト環境影響報告書を作成することができます。(法第 19 条)

(2) 環境影響評価の作業手順

建設プロジェクトの立地・経路選択、規模、性質、製造工程などと、国家と地方の関係環境保護法令、基準、政策、規範、計画、計画環境影響評価の結論及び審査意見との適合性を分析判定し、併せて生態保護レッドライン⁴、環境質下限ライン、資源利用上限ライン及び環境面参入規制ネガティブリスト⁵と照合し、環境影響評価作業実施の前提及び基礎とします。(「建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン 通則」(以下単に、「ガイドライン通則」とします。別添 2 参照。)) 3.3)

⁴ 生態保護レッドライン(生态保护红线)は、自然生態サービス機能、環境質の安全、自然資源利用等の面から、厳格な保護を実施する必要がある空間境界及び管理の限界値を言います。これによって国及び地域の生態安全と経済社会の持続可能な発展を維持し、人々の健康を保障することとしています。具体的には、生態機能保障のベースライン、環境質の安全のボトムライン及び自然資源利用の上限に分けることができます。

⁵ 環境面参入規制ネガティブリスト(环境负面准入清单)は、どのスペースを開発できないか、特定のスペースに入るにはいかなる資源環境要求を満たす必要があるかを示すものです。その主な役割は、産業配置並びにその環境保護要求を地域資源の環境条件にマッチするように導くことです。環境アクセスの基準は明確でなければならず、特に汚染物質排出レベル、クリーナープロダクションのレベル、資源利用効率等を可能な限り定量化しなければならず、明確な基準を通して、要件を満たさない産業を除外することとしています。

環境影響評価作業は一般に三段階に分けられます。①調査分析と作業計画策定段階、②分析論証と予測評価段階、③環境影響報告書（表）作成段階です。具体的なフローは図1を参照して下さい。（ガイドライン通則 3.3）

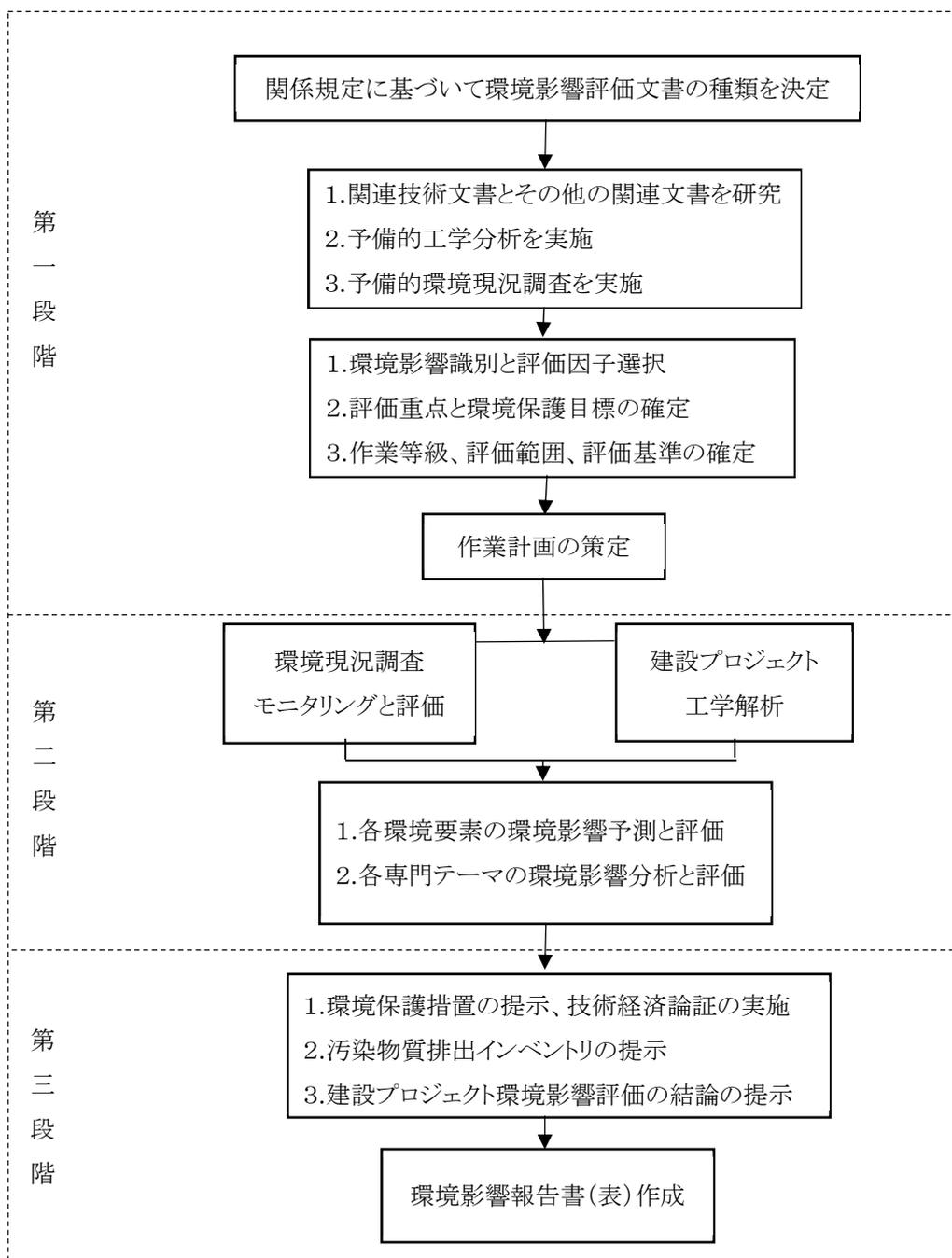


図1 建設プロジェクト環境影響評価作業手順図

(3) 環境影響報告書の内容

建設プロジェクトの環境影響報告書には以下の7つの内容を含まなければなりません。

①建設プロジェクトの概況。②建設プロジェクトの周辺環境の現状。③建設プロジェクトが環境に与える可能性のある影響の分析・予測・評価。④建設プロジェクトの環境保全措置及びその技術、経済性の検証。⑤建設プロジェクトの環境への影響の経済的損益分析。⑥建設プロジェクトに対する環境モニタリング実施の提案。⑦環境影響評価の結論。
(法第17条、条例第8条)

(4) 環境影響評価の原則

①法に従った評価の原則

法には、「建設プロジェクト環境影響報告書の作成にあたっては、国家の環境影響評価に関する基準、技術規範などの規定を遵守しなければならない。」(法第19条)と規定されており、ガイドライン通則にも「我が国の環境保護関連法令、基準、政策、計画などを完全遂行し、プロジェクト建設を最適化し、環境管理に奉仕する。」(ガイドライン通則 3.1 a)と規定されています。

また、条例では具体的に、「汚染を引き起こす建設プロジェクトの建設は、汚染物質排出に関する国及び地域の基準を遵守しなければならない。重点汚染物質の総排出量が規制されている地域では、主要汚染物質の排出総量規制の要求にも合致していなければならない。」

(条例第3条)、「工業建設プロジェクトは、エネルギーと材料の消費が少なく、汚染物質の生産が少ない、クリーンな生産技術を採用して、天然資源を合理的に利用し、環境汚染と生態破壊を防止すべきである。」(条例第4条)、「建替、拡張プロジェクト及び技術改造プロジェクトは、対策を講じて、プロジェクトに起因する元の環境汚染及び生態破壊を抑えなければならない。」(条例第5条)などと規定しています。

②科学的評価

環境影響評価方法を規範化し、プロジェクト建設の環境質への影響を科学的に分析します。(ガイドライン通則 3.1 b)。

③重点強調

建設プロジェクトの工事内容とその特徴に基づき、環境要素との間の作用反応関係を明確にし、計画環境影響評価の結論と審査意見に基づき、有効期限内のデータと成果を十分に利用し、建設プロジェクトの主な環境影響について重点的に分析・評価します。

(ガイドライン通則 3.1 c)。

(5) 計画の環境影響評価と建設プロジェクトの環境影響評価の関係

建設プロジェクトの環境影響評価は、計画の環境影響評価との重複を避けなければなら

ないとされ、総合的な建設プロジェクトの計画は、建設プロジェクトとして環境影響評価を行い、計画の環境影響評価は行わない、と定められています。(法第 18 条)

一方、すでに環境影響評価が実施された計画に具体的な建設プロジェクトが含まれる場合は、計画の環境影響評価の結論を建設プロジェクトの環境影響評価の重要根拠としなければならず、建設プロジェクトの環境影響評価の内容は計画の環境影響評価審査意見に基づき簡略化しなければなりません。(法第 18 条)

(6) 関係団体・専門家・公衆の意見聴取

国が秘密保持が必要と規定した場合を除いて、環境に重大な影響が生じる可能性があつて、環境影響報告書を作成すべき建設プロジェクトの建設事業者は、建設プロジェクト環境影響報告書承認申請の前に、審議会、聴聞会を開催し、若しくはその他の形式で関係団体、専門家、公衆の意見を求めなければなりません。建設事業者が承認申請する環境影響報告書には関係団体、専門家、公衆の意見の採否に関する説明を添付しなければなりません(法第 21 条)。

詳細は、2.8 情報公開と公衆参加 を参照。

(7) 環境影響報告書の提出

建設プロジェクトの環境影響報告書は建設事業者が国务院の規定に基づいて審査権限のある生態環境主管部門に提出します。(法第 22 条)

審査は以下の区分に従い、国务院生態環境主管部門又は地方人民政府の生態環境主管部門が担当します。

ア. 国务院生態環境主管部門は以下の 3 種の建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査を担当します。

①核施設、極秘構造物など特殊な性質の建設プロジェクト。

②二つ以上の省、自治区、直轄市の行政区域にまたがる建設プロジェクト。

③国务院が審査した、若しくは国务院が関係部門に審査を授権した建設プロジェクト。

イ. 上記 ア. 以外の建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査権限は、省、自治区、直轄市の人民政府が規定する、と定められています。

ウ. 行政区域をまたいで悪影響が生じる可能性のある建設プロジェクトで、関係する生態環境主管部門の間で当該プロジェクトの環境影響評価の結論について争いが生じた場合、その環境影響評価文書は共通の上級生態環境主管部門が審査します。(法第 23 条、条例第 10 条)

審査・承認の職責を明確にするため、「建設プロジェクト環境影響評価文件分級審査・承認規定(建设项目环境影响评价文件分级审批规定)」を定め、審査機関の権限をさらに詳細

に規定しています。

「建設プロジェクト環境影響評価文件分級審査・承認規定」では、環境保護部（現 生態環境部）は、法定された審査・承認の責任を負う一部の建設プロジェクトの環境影響評価文書の審査・承認する権限を、そのプロジェクトが所在する省級の環境保護部門に委任することができること、その場合、環境保護部は、省級の環境保護部門が委任に基づいて行う環境影響評価文書の行為に対して監督の責任を負い、その審査・承認行動の結果に対して法的責任を負うこと（第 6 条）、環境保護部が直接、環境影響評価文書を審査・承認する建設プロジェクトのリスト、及び環境保護部が省級の環境保護部門に環境影響評価文書の審査・承認を委託した建設プロジェクトのリストは、環境保護部が制定、調整し、公開すること（第 7 条）、建設プロジェクトが行政区域を跨がって環境に悪影響を与える可能性がある場合や、関係する環境保護部門の間であるプロジェクトの環境影響評価の結論に争いがある場合には、その環境影響評価文書は共同の一つ上のレベル（上級）の環境保護部門によって審査・承認されること（第 9 条）などが規定されています。

なお、「建設プロジェクト環境影響報告書、報告表の審査及び環境影響登録表の登録にあたっては、いかなる費用も徴収してはならない。」（法第 22 条、条例第 12 条）と定められています。

2.3.3 環境影響報告書の審査について

(1) 審査の委託

環境保護主管部門は、技術機構を組織し、環境影響評価報告書の技術評価してもらうことができます。

(2) 審査の基準

環境影響報告書と環境影響報告表を審査・承認する場合、環境保護管理部門は、建設プロジェクトの環境実現可能性、環境影響分析と予測評価の信頼性、環境保全措置の有効性、及び環境影響評価の結論の科学性などの検討に重点を置く必要があります。（条例第 9 条）

建設プロジェクトが次のいずれかの状況にある場合、環境保護管理部門は、環境影響報告書及び環境影響報告表を承認しないことを決定します。（条例第 11 条）

- ①建設プロジェクトの種類とその場所、配置、規模などが、環境保護に関する法規制と関連する法定計画に準拠していない。
- ②所在する地域の環境質が国又は地域の環境質基準を満たしておらず、かつ建設プロジェクトが採る予定の措置が地域の環境質の改善目標の管理要件を満たせない。
- ③建設プロジェクトが採用する汚染防止措置は、汚染物質の排出が国及び地方の排出基準を満たせないか、又は生態破壊を防止及び制御するために必要な措置が講じられていない。

い。

- ④改築、拡張及び技術革新プロジェクトが、プロジェクトの元の環境汚染及び生態破壊に対する効果的な防止措置を提案できていない。
- ⑤建設プロジェクトの環境影響報告書及び環境影響報告表の基本データが明らかに誤りであるか、内容に重大な欠陥若しくは漏れがあるか、又は環境影響評価の結論が不明確若しくは不合理である。

(3) 審査決定、通知

審査部門は環境影響報告書を受領した日から起算して 60 日以内に、審査決定を行い、書面で建設事業者へ通知しなければなりません。(法第 22 条)

2.3.4 承認後の義務

(1) 承認後に重大な変更があった場合の手続き

建設プロジェクトの環境影響評価文書承認後、建設プロジェクトの性質、規模、地点、採用した生産工程又は汚染防止、生態破壊防止の措置に重大な変更があった場合は、建設事業者は建設プロジェクトの環境影響評価文書の承認申請をやり直さなければなりません。(法第 24 条)

(2) 承認の日から 5 年以上経過してからプロジェクトの着工を決定した場合の手続き

建設プロジェクトの環境影響評価文書承認の日から 5 年以上経過してから当該プロジェクトの着工を決定した場合は、元の審査部門にその環境影響評価文書の再審査を申請しなければなりません。元の審査部門は建設プロジェクト環境影響評価文書を受領した日から起算して 10 日以内に、審査意見を書面で建設事業者へ通知します。期限内に通知しなかった場合には、審査・承認したものとみなすことができます。(法第 24 条、条例第 12 条)

2.3.5 プロジェクトの建設・運転中の措置

(1) プロジェクト建設過程における環境保全措置の実施について

建設プロジェクト建設過程で、建設事業者は同時に環境影響報告書、環境影響報告表及び環境影響評価文書審査部門の審査意見の中で指示された環境保護対策措置を実施しなければなりません(法第 26 条)。

さらに、条例では具体的に「建設プロジェクトで建設する必要がある環境保護施設は、本体工事と同時に設計し、施工し、使用を開始しなければならない。」(条例第 15 条)、「建設プロジェクトの初歩的な設計は、環境保護設計規範の要求に従って、環境保護の章を作成し、環境汚染と生態破壊を防止するための措置を決定し、環境保護施設の投資の概算を行わなければならない。建設事業者は、環境保護施設の建設を建設施工の契約に含め、環境保護施設の建設の進捗と資金を保証し、プロジェクトの建設中に同時に環境影響報告書、環境影

響報告表及びその審査・承認部門が審査・承認決定の中で提案した環境保全措置を実施しなければならない。」(条例第 16 条)、「環境影響報告書、環境影響報告表が作成された建設プロジェクトの竣工後、建設事業者は、国务院の環境保護主管部門によって規定された基準と手順に従って、建設された環境保護施設に対して検収を行い、検収報告を作成する。建設事業者は、環境保護施設の検査過程において、建設プロジェクトの環境保護施設の建設と試運転の状況を正確に検査、監視、記録しなければならない。虚偽を行ってはならない。国の規定に基づいて機密保持が必要とされる場合を除き、建設事業者は法律に従って検収報告を社会に公開する。」(条例第 17 条)と規定しています。

(2) プロジェクトの建設・運転中に環境影響評価で承認された状況と適合しない事態が発生した場合の事後評価、改善措置の実施について

プロジェクトの建設・操業中に環境影響評価で承認された状況と適合しない事態が発生した場合は、建設事業者は環境影響評価の事後評価を実施し、改善措置を採り、元の環境影響評価文書審査部門と建設プロジェクト審査部門に届け出なければなりません。元の環境影響評価文書審査部門は建設事業者に環境影響の事後評価実施を命じ、改善措置を採らせることができます。(法第 27 条)。

(3) 生態環境主管部門による追跡調査

生態環境主管部門は建設プロジェクトの稼働又は供用開始後に発生した環境影響の追跡検査を行わなければならない。深刻な環境汚染又は生態破壊が生じた場合は、原因を究明し、責任の所在を明らかにしなければなりません。

建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の基礎資料が明らかに事実と異なり、内容に重大な欠陥、遺漏又は虚偽があり、環境影響評価の結論に不正確又は不合理などの重大な品質問題があった場合には、建設事業者及びその責任者と委託を受けて建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成した技術組織及びその関係者の法的責任が追及されます。審査部門職員の職務怠慢により、承認すべきでない建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を承認した場合には、その法的責任が追及されます。(法 28 条)

2.3.6 環境影響報告表を作成する場合について

環境影響報告表と環境影響登録表の内容と様式は、国务院生態環境主管部門が制定します(法第 17 条)。

環境影響評価の実施者、委託の可否(法 19 条)、基準、技術規範などの規定を遵守しなければならないこと(法第 19 条)、国务院の規定に基づいて審査権限のある生態環境主管部門に提出すること(法第 22 条)、審査の基準(条例第 9 条、第 11 条)、承認後に重大な変更があった場合の手続き(法第 24 条)、承認の日から 5 年以上経過してからプロジェク

トの着工を決定した場合の手続き(法第 24 条)などは環境影響報告書の場合と同じです。

審査期間は、「審査部門は、環境影響報告表を受領した日から起算して 30 日以内に、審査決定を行い、書面で建設事業者に通知しなければならない。」(法第 22 条)と規定されており、環境影響評価報告書の場合より 30 日短くなっています。

2.3.7 環境影響登録表を作成する場合について

環境影響報告表と同様、環境影響登録表の内容と様式は、国務院生態環境主管部門が制定しています(法第 17 条)。環境影響登録表の登録管理は国が行います(法第 22 条)。

提出先については、「法律に従って環境影響登録表に記入する必要がある建設プロジェクトの場合、建設事業者は、国務院の環境保護行政部門の規定に従って、建設プロジェクト所在地の県クラスの環境保護管理部門に環境影響登録表を提出するものとする。」(条例第 9 条)と規定されています。

2.4 戦略的環境アセスメント

環境保護法には、開発利用計画を作成する場合は、法律に基づいて環境影響評価を行わなければならない、法に基づく環境影響評価の実施されていない開発利用計画は組織・実施されないと規定されています(第 19 条)。

また、環境影響評価法は、総則で「持続可能な発展戦略を実施し、計画と建設プロジェクトの実施による環境への悪影響を予防し、経済・社会・環境の調和のとれた発展を促進するために、本法を制定する。」(法第 1 条)、「本法にいう環境影響評価とは、計画と建設プロジェクト実施後に発生する可能性のある環境影響について分析・予測・評価を行い、悪影響を予防若しくは軽減する対策と措置を提示し、追跡モニタリングを行う方法と制度を指す。」(法第 2 条)、「本法第九条に規定する範囲内で計画を策定(中略)するときは、本法に従って環境影響評価を行わなければならない」(法第 3 条)と規定するなど、中国では環境影響評価として、個別事業に対する環境影響評価とともに計画の環境影響評価の実施が意識されています。

この計画の環境影響評価を取り上げて、中国における戦略的環境アセスメントであるとする論考があります。

計画の環境影響評価の実施については、環境影響評価法の第二章として「計画の環境影響評価」という章が設けられています。(第三章の「建設プロジェクトの環境影響評価」の前に位置づけられています。)対象となる計画は、以下のとおりです。

- (1) 土地利用に関する計画、区域・流域・海域の建設開発利用計画についての環境影響評

価

ア. 実施主体

国務院関係部門、区設市以上の地方人民政府及びその関係部門。

イ. 対象となる計画

土地利用に関する計画、区域・流域・海域の建設開発利用計画。

環境影響評価を行う計画の具体的範囲は、国務院生態環境主管部門が国務院関係部門と共同で規定し、国務院に届け出て承認を得ることとされています。(法第9条)

ウ. 求められる環境影響評価

計画を策定する場合に、計画策定過程で環境影響評価を行い、計画の環境影響に関する章又は説明を記述しなければなりません。(法第7条)

計画の環境影響に関する章又は説明は、計画実施後に発生する可能性のある環境影響について分析・予測・評価を行い、悪影響を予防・軽減する対策と措置を提示し、計画草案の一部として計画審査機関に提出しなければなりません。環境影響に関する章又は説明を欠く計画草案については、審査機関はその審査を行わないこととされています。(法第7条)

(2) 工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源開発に関する個別計画についての環境影響評価

ア. 実施主体

国務院関係部門、区設市以上の地方人民政府及びその関係部門。(法第8条)

イ. 対象となる計画

工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源開発に関する個別計画（以下、「個別計画」とします)。(法第8条)

環境影響評価を行う計画の具体的範囲は、国務院生態環境主管部門が国務院関係部門と共同で規定し、国務院に届け出て承認を得ることとされています。(法第9条)

ウ. 求められる環境影響評価

個別計画の中の指導的計画は、土地利用に関する計画、区域・流域・海域の建設開発利用計画と同様に環境影響評価を行うこととされており、計画実施後に発生する可能性のある環境影響について分析・予測・評価を行い、悪影響を予防・軽減する対策と措置を提示することが求められていると考えられます。(法第8条)

個別計画の環境影響報告書には、①計画の実施が環境に与える可能性のある影響の分析・予測・評価、②環境への悪影響を予防・軽減する対策と措置、③環境影響評価の結論を盛り込むこととされています。(法第10条)

エ. 環境影響報告書の提出

個別計画の策定機関は、審査機関に計画草案を提出する前に環境影響評価を行い、環境影響報告書を計画草案と一緒に審査機関に提出しなければなりません。個別計画の策

定機関が環境影響報告書を添付していない場合、審査機関はその審査を行いません。
(法第 8 条、第 12 条)

オ. 審査方法の決定

省級以上の人民政府の関係部門が審査を担当する個別計画の環境影響報告書の審査方法は、国務院生態環境主管部門が国務院関係部門と共同で制定します。(法第 13 条)

カ. 審査委員会による審査意見の提出

区設市以上の人民政府が個別計画草案を審査決定する際は、人民政府が指定した生態環境主管部門又はその他の部門が関係部門の代表者と専門家を集めて審査委員会を組織し、環境影響報告書の審査を行わなければなりません。審査委員会は書面で審査意見を提出します。

審査委員会に参加する専門家は、国務院生態環境主管部門の規定により設立した専門家データベースの中の関連分野の専門家リストの中から、無作為抽出方式で決定されます。(法第 13 条)

審査委員会が修正意見を提出したときは、個別計画の策定機関は環境影響報告書の結論と審査意見に基づいて、計画草案を修正し、環境影響報告書の結論と審査意見の採用状況について説明しなければなりません。採用しない場合は理由を説明する必要があります。(法第 14 条)

キ. 公衆等の意見聴取

個別計画の策定機関は、直接公衆の環境権益を害する悪影響が生じる可能性のある計画について、当該計画草案を審査のために提出する前に、審議会、聴聞会又はその他の形式で、関係団体・専門家・公衆の環境影響報告書草案に対する意見を求めなければなりません(国家が秘密保持が必要と規定する場合は除く)。(法第 11 条)

策定機関は関係団体・専門家・公衆の環境影響報告書草案に対する意見を真剣に考慮し、提出する環境影響報告書の中に意見の採否についての説明を書き添えなければなりません。(法第 11 条)

ク. 個別計画草案の審査

区設市以上の人民政府又は省級以上の人民政府の関係部門が個別計画草案を審査するときは、環境影響報告書の結論と審査意見を決定の重要根拠としなければなりません。審査の中で環境影響報告書の結論と審査意見を採用しなかった場合は、説明を行い、併せて調査に備えて保管しておかなければなりません。(法第 14 条)

ケ. 追跡評価

環境に重大な影響のある計画については、実施後、策定機関は速やかに環境影響の追跡評価を行い、評価結果を審査機関に報告しなければなりません。明らかな環境への悪影響が発見された場合は、速やかに改善措置を提示する必要があります。(法第 15 条)

2.5 事業の許認可制度と EIA との関わり

事業の許認可制度と環境影響評価制度は独立しており、順序としては、事業の許認可が下りた後に、環境影響評価の審査・承認を行うという手順になります。環境影響評価で不承認になっても事業の許認可が取り消されることはありませんが、建設に着工できません。

2.6 EIA で扱う評価項目

2.6.1. 調査、評価の項目

環境の現状調査と評価の内容については、ガイドライン通則で、「環境影響要素識別結果に基づき、対応する現況調査と評価を実施します。調査内容は、地形、気候・気象、地質、水文、大気、地表水、地下水、騒音、生態、土壌、海洋、放射能と放射線（必要であれば）などです。環境要素と専門テーマ設置状況に基づき、対応する内容を選択し詳細な調査を行います」と規定されています。（ガイドライン通則 5.3.1）

なお、社会環境の調査・評価については、2011年改正版のガイドライン通則では規定されていましたが、2016年改正版のガイドライン通則からは削除され、環境影響評価では実施しなくてよいことになりました。社会影響の調査・評価に関する内容は、基本的に環境影響評価手続きに入る前の実現可能性調査報告書（可研性報告）における安定性評価（稳定性评价）に反映されることになっています。但し、2016年以降も、環境影響評価を実施するコンサルティング会社がプロジェクトの社会環境影響の調査と評価を行う必要があると判断した場合、環境影響報告書にこの部分の内容を追加することも実態的にはあるようです。

2.6.2 環境現況調査と評価の前段階に行う作業

(1) 環境影響の識別と評価因子の選択

ア. 環境影響要素の識別

建設プロジェクトの直接間接の行為をリストアップし、建設プロジェクト所在区域の開発計画、環境保護計画、環境機能区画⁶、生態機能区画⁷及び環境の現況と結び付けて、リストアップした行為の影響を受ける可能性のある環境影響要素を分析します。（ガイドライン通則

⁶ 環境機能区画（環境機能区划）は、地域の社会環境、社会機能、自然環境条件及び環境自浄能力等に基づいて地域を区画するもの。「自然保護区」や「景勝地」に区画されると、環境大気質基準の一級基準を適用することとし、「住宅地域」、「商業と住宅の混合地域」、「文化地域」、「工業地域」、「農村地域」に区画されたところでは、環境大気質基準の二級基準を適用します。環境計画及び管理の基本的な作業の一つです。

⁷ 「生態機能区画」（生態機能区划）は、生態学的理論と方法を用いて、それぞれの地域における生態環境の特性、生態環境の感性及び生態サービス機能の類似点と相違点の分析を通じて、地域を「森林」、「草地」、「湿地」、「農地」、「都市」、「砂漠・荒地」などに区分します。

3.5.1)

建設プロジェクトの建設段階、操業、使用期間経過後（プロジェクトの状況に応じて選択可能）の各段階における各種行為と影響を受ける可能性のある環境要素の間の作用反応関係、影響の性質、影響の範囲、影響の程度などについて明確にし、建設プロジェクトが各環境要素に発生させる可能性のある汚染影響と生態影響について定性分析します。それには有利及び不利な影響、長期及び短期の影響、可逆及び不可逆の影響、直接及び間接の影響、累積及び非累積影響が含まれます。（ガイドライン通則 3.5.1）

環境影響要素の識別にはマトリックス法、ネットワーク法、地理情報システムに支援されたマップ・オーバーレイ法などを用いることができます。

イ.評価因子の選択

建設プロジェクトの特徴、環境影響の主な特性に基づき、区域環境機能要求、環境保護目標、評価基準及び環境制約要因と結び付けて、評価因子を選択します。（ガイドライン通則 3.5.2）

(2) 評価重点と環境保護目標の確定

環境保護目標とは、環境影響評価の範囲内の環境敏感区、及び特別な保護が必要な対象を言います。（ガイドライン通則 2.3）

環境影響要素識別結果に基づいて、図表を付けて評価範囲内の各環境要素が関係する環境敏感区、特殊な保護が必要な対象の名称、機能、建設プロジェクトとの位置関係及び環境保護要求を説明します。（ガイドライン通則 3.8）

(3) 作業等級、評価範囲、評価基準の確定

ア.環境影響評価等級の区分

建設プロジェクトの特徴、所在地区の環境特性、関係法令、基準、計画、環境機能区画などに従って、各環境要素、各専門評価作業等級⁸を区分します。詳細は環境要素及び専門テーマ

⁸ 各環境要素の環境影響評価以外に、環境影響評価を完成させる作業に含めるべき各専門テーマの内容を、専門評価（**评价专题**）と言います。例えば、人々の健康評価、環境リスク評価、累積影響評価、クリーナープロダクション、汚染物質の排出総量規制、環境保護措置評価、景観評価、公衆参加などがあります

この専門評価に当たっては、原則として作業を3つのレベルに区分します。一級の評価は、環境影響の包括的で詳細かつ深い評価を実行し、二級の評価は、環境影響の比較的詳細で深い評価を実行し、三級の評価は、環境影響分析のみを実施できます。

この区分は、建設プロジェクトの特性、地域の環境特性、関連する法律法規、基準と計画、環境機能区画等の要素を考慮して決定します。具体的な評価作業レベルの内容、作業深度は、専門環境影響評価技術ガイドライン、業種別建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドラインの関係規定を参照します。

環境影響評価技術ガイドラインで規定されます。(ガイドライン通則 3.6)

イ.環境影響評価範囲の確定

建設プロジェクト全体が実施された後に環境に与える可能性のある影響の範囲を指します。具体的には環境要素と専門テーマ環境影響評価技術ガイドラインの要求に従って決定します。環境影響評価技術ガイドラインに評価範囲が明確に規定されていないときは、建設プロジェクトが影響を与える可能性のある範囲に従って決定します。(ガイドライン通則 3.7)

ウ.環境影響評価基準（環境質基準と排出基準）の確定

環境影響評価範囲内の各環境要素の環境機能区画に基づいて各評価要素に適用する環境質基準及び対応する汚染物質排出基準を確定します。環境機能区画区分が行われていない区域では、地方人民政府の環境保護主管部門が各環境要素に適用すべき環境質基準と排出基準を確認します。(ガイドライン通則 3.9)

2.6.3 環境の現況調査と評価

環境の現況調査と評価について、ガイドライン通則は以下のように規定しています。

(1) 現況調査のあり方について

建設プロジェクトに密接に関係のある環境要素は全面的かつ詳細に調査し、定量的データを示して分析又は評価しなければなりません。自然環境の現況調査は、建設プロジェクトの状況に基づいて必要な説明を行います。(ガイドライン通則 5.1.1)

現況調査と評価は、環境影響要素の識別結果に基づき、対応する現況調査と評価を実施します。(ガイドライン通則 5.3)

- ・ 文献調査と現地調査：評価範囲内の定常モニタリング地点、モニタリング断面及びモニタリング局の最近3年間の環境モニタリング資料又はバックグラウンド数値の調査資料を十分に収集し、既存資料では要求を満たさないときは、現場調査と測定を行わなければなりません。(ガイドライン通則 5.1.2)
- ・ 計画環境影響評価の結論と審査意見に適合した建設プロジェクトについて：計画環境影響評価の結論と審査意見に適合した建設プロジェクトは、有効期限内の関係計画環境影響評価の環境調査資料と結論を直接引用することができます。(ガイドライン通則 5.1.2)

(2) 観測地点の配置について

現況監測の地点とモニタリングネットワークの地点は各環境要素環境影響評価技術ガイドラインの要求に従って配置し、分布の均一性と代表制の原則を考慮しなければなりません。(ガイドライン通則 5.1.2)

(3) 環境現況調査の方法

環境現況調査方法の詳細は、環境要素環境影響評価技術ガイドラインで規定されています。(ガイドライン通則 5.2)

(4) 環境保護目標についての調査

評価範囲内の環境機能区画と主要な環境敏感区を調査し、環境保護目標の地理的位置、サービス機能、周囲の境界、保護対象と保護要求を詳細に調査します。(ガイドライン通則 5.3.2)

(5) 環境質の現況調査と評価

a) 調査・評価する環境要素の選択

建設プロジェクトの特徴、発生可能性のある環境影響及び現地環境特性に基づき、環境要素を選択して調査と評価を行います。(ガイドライン通則 5.3.3)

b) 区域に存在する環境問題と発生原因の分析

区域の環境質現況評価。環境質の変化動向を説明し、区域に存在する環境問題と発生原因を分析します。(ガイドライン通則 5.3.3)

c) 環境影響評価方法の選択

環境影響評価には、定量的評価と定性的評価を結び付けた方法を採用し、定量的評価を主としなければなりません。環境影響評価技術ガイドラインが評価方法を規定している場合は、規定の方法を採用しなければなりません。環境影響評価技術ガイドラインに規定していない方法を採用する場合は、建設プロジェクトの環境影響特性、影響の性質と評価範囲などに基づき、その適用性を分析しなければなりません。(ガイドライン通則 3.10)

(6) 区域の汚染源調査

建設プロジェクトの一般的汚染因子と特徴的汚染因子、影響評価区域の環境質の主要汚染因子と特殊汚染因子を選択して主な調査対象とします。各汚染源の分類調査に注意します。(ガイドライン通則 5.3.4)

2.6.4 環境影響予測と評価について

(1) 環境影響予測と評価の時期、内容と方法の決定

環境影響予測と評価の時期、内容と方法はいずれも工程の特性と環境特性、評価作業等級、現地の環境保護要求に基づいて決定します。(ガイドライン通則 6.1.1)

(2) 予測と評価の因子

予測と評価の因子には建設プロジェクトの特徴を反映する一般的汚染因子、特徴的汚染因子と生態因子、及び区域の環境質状況を反映する主要汚染因子、特殊汚染因子と生態因子を含まなければなりません。(ガイドライン通則 6.1.2)

(3) 環境質が環境機能要求又は環境質改善目標に不適合の場合

環境質が環境機能要求又は環境質改善目標に不適合の場合、区域期限内基準達成計画と結び付けて、環境質の変化を予測しなければなりません。(ガイドライン通則 6.1.4)

(4) 環境影響予測と評価の方法

予測と評価の方法は主に数学モデル法、物理モデル法、類推調査法などがあり、それぞれ環境要素及び専門テーマ環境影響評価技術ガイドラインで詳細に規定されています。(ガイドライン通則 6.2)

(5) 環境影響予測と評価内容

建設プロジェクト操業段階の正常運転状態と異常運転状態の状況の環境影響を重点的に予測しなければなりません。(ガイドライン通則 6.3.1)

- ・建設段階の環境影響：建設段階の大気、地表水、地下水、騒音、振動、生態及び土壌などへの影響の程度が大きく、影響時間が長いときは、建設段階の環境影響予測と評価を行わなければなりません。(ガイドライン通則 6.3.2)
- ・使用期間経過後の環境影響：工程の特性、規模、環境敏感度、影響の特徴等に応じて建設プロジェクト使用期間経過後の環境影響予測と評価の実施を選択することができます。(ガイドライン通則 6.3.3)
- ・累積的影響の評価：環境質のバックグラウンドと環境影響評価範囲内の建設中プロジェクトの同類汚染物質の環境影響の重なりを考慮しなければなりません。(ガイドライン通則 6.1.3) 建設プロジェクトから排出する汚染物質が環境に累積的影響を与えるときは、累積影響の影響源を明確にし、プロジェクト実施により発生する可能性のある累積影響の条件、方式、経路を分析し、プロジェクト実施による時間と空間上の累積環境影響を予測しなければなりません。(ガイドライン通則 6.3.4)
- ・生体影響を主とする建設プロジェクト：生態影響を主とする建設プロジェクトについては、生態系組成とサービス機能の変化動向を予測し、プロジェクト建設と操業の環境保護目標への影響を重点的に分析しなければなりません。(ガイドライン通則 6.3.5)
- ・環境リスクの存在する建設プロジェクト：環境リスクの存在する建設プロジェクトについては、環境リスク源を分析し、環境リスクの結果を計算し、環境リスク評価を実施しなければなりません。大きな健康リスクが潜在する建設プロジェクトは、人の主要曝露経路を分析しなければなりません。(ガイドライン通則 6.3.6)

(6) 環境保護措置とその実行可能性論証について

- ・建設段階、操業段階及び使用期間経過後における環境保護措置

建設プロジェクト建設段階、操業段階と使用期間経過後（プロジェクトの状況に応じて選択可能）に採用する予定の具体的な汚染防止、生態保護、環境リスク予防、などの環境保護措置を明

確に示します。

採用予定措置の技術的実行可能性、経済的合理性、長期安定運転と基準達成排出の信頼性、環境質改善と排出許可要求達成可能性、生態保護と回復効果の達成可能性を分析し論証します。(ガイドライン通則 7.1)

- ・各種措置の有効性判定には同類又は同等の措置の実際の実施効果を根拠とするが、実施経験がない場合は、パイロットプラント実験のデータを提供することができます。(ガイドライン通則 7.1)
- ・環境質が基準を達成していない地域では、国内外の先進的で利用可能な環境保護措置を採用し、地域の期限内基準達成計画とその実施状況を踏まえて、建設プロジェクト実施の区域環境質改善目標への貢献と影響を分析しなければなりません。(ガイドライン通則 7.2)
- ・各種の汚染防止、生態保護などの環境保護措置と環境リスク予防措置の具体的内容、責任主体、実施時期、環境保護投資概算額を示し、資金の裏付けを明確にしなければなりません。(ガイドライン通則 7.3)

環境保護投資には、建設プロジェクトの有害環境影響の予防と緩和のためにとられる各種環境保護措置と設備の建設費用、運転維持費用、直接建設プロジェクトにサービスを提供する環境管理とモニタリングの費用及び関連研究費用が含まれなければなりません。(ガイドライン通則 7.4)

(7) 環境影響経済損益分析

建設プロジェクト実施後の環境影響予測と環境質の現況を比較し、環境影響を正と負の両面から、定性と定量を組み合わせた方法で、建設プロジェクトの環境影響結果（直接と間接の影響、悪い影響と良い影響を含む）について経済的損益計算を行い、建設プロジェクトの環境影響の経済価値を計算します。(ガイドライン通則 8)

2.6.5 建設計画案の環境比較選択（代替案の検討）

建設プロジェクトに複数の建設計画案があり、環境敏感区に関係する又は環境影響が顕著な時は、重点的に環境制約要因、環境影響程度などの面から建設計画の環境比較選択を行わなければなりません。(ガイドライン通則 3.11)

2.7 環境保全措置及びモニタリング

2.7.1 環境保全措置について

環境保全措置については、2.6.4 (7) に記述したとおりです。

構造・配置又は位置・規模の変更も環境保全措置に含まれています。

ミティゲーションヒエラルキー、オフセット制度はありません。

2.7.2 モニタリングについて

モニタリングについては、ガイドライン通則に、「環境モニタリング計画には、汚染源モニタリング計画と環境質モニタリング計画を含み、内容はモニタリングの対象、モニタリング地点配置、モニタリング頻度、モニタリングデータ収集と処理、サンプリング分析方法などを含まなければなりません。自主モニタリング計画内容を明確にします」と規定されています。(ガイドライン通則 9.4)

また、①汚染源モニタリングには、汚染源（廃ガス、廃水、騒音、固形廃棄物など）及び各種汚染処理施設の運転についての定期又は不定期のモニタリングを含み、オンラインモニタリング設備の配置とモニタリング因子を明確にします。②建設プロジェクトの環境影響特性、影響の範囲と影響の程度に基づき、環境保護目標の分布を踏まえ、環境質定点モニタリング又は定期追跡モニタリング計画を策定します。

③生態影響が主の建設プロジェクトは生態モニタリング計画を提示しなければなりません。

④大きな健康リスクのある建設プロジェクトは、環境追跡モニタリング計画を示さなければなりません。(ガイドライン通則 9.4)

また、「建設プロジェクト竣工の環境保護検収の暫定弁法」（「建设项目竣工环境保护验收暂行办法」。2017年11月20日に公布）の第5条には、建設事業の竣工後、建設事業者は、建設プロジェクトの環境保護施設の建設及び試運転の状況を、誠実に検査、モニタリング及び記録を行い、検収モニタリング（調査）報告を作成しなければならないと規定されています。

建設プロジェクト竣工の環境保護検収モニタリングとは、「建設プロジェクト竣工の環境保護検収に関する技術ガイドラインライン 環境影響編」（「建设项目竣工环境保护验收技术指南 污染影响类」。以下、「環境保護検収に関する技術ガイドラインライン」とします。）によれば、建設プロジェクトの竣工後、関連する管理規定及び技術規範に従って、建設プロジェクトの環境保護施設の建設、試運転、管理並びにその効果及び汚染物質の排出状況について、検査、モニタリング等の作業を行うと規定されています。(建設プロジェクト竣工の環境保護検収に関する技術ガイドラインライン 2.2)

モニタリングの内容としては、①環境保護施設の試運転及び運用の効果のモニタリング（処理施設の処理効率や防護施設の効果のモニタリング、汚染物質排出のモニタリング）と②環境質影響のモニタリングが含まれます。

汚染物質排出のモニタリングとしては、①環境中に排出された廃水、及び環境影響報告書（表）及び審査・承認部門の審査・承認決定中にある回収利用又は間接排出が要求されている廃水、②環境中に排出される各種廃ガス（組織的排出及び逸散排出（非組織的排出）が含まれます）、③発生する各種の有毒有害な固形（液体）廃棄物（危険鑑別を行う必要のある

ものは、関連する危険廃棄物鑑別技術規範及び基準に従って鑑別されます)、④工場境界部での環境騒音、⑤環境影響報告書(表)と審査・承認部門の審査・承認決定、汚染排出許可証に規定された総量規制の汚染物質の総排出量、⑥サイトの放射線レベルが挙げられています。(環境保護検収に関する技術ガイドラインライン 6.3.1.2)

環境質影響のモニタリングは、主に、環境影響報告(表)及び審査・承認部門が審査・承認決定の中で注目された環境敏感保護目標の環境質に対して行い、それには地表水、地下水及び海水、環境空気、音環境、土壌環境、放射環境質などのモニタリングが含まれます。(環境保護検収に関する技術ガイドラインライン 6.3.2)

モニタリングの対象を確定するための原則は以下のとおりです。

- ①環境影響報告(表)及びその審査・承認部門の審査・承認決定の中で確定された汚染物質
- ②環境影響報告書(表)及びその審査・承認部門が審査・承認決定の中で言及したものではありませんが、実際の生産で発生する可能性がある汚染物質
- ③環境影響報告書(表)及びその審査・承認部門が審査・承認決定の中で言及したものではありませんが、現行の関連する国又は地方の汚染物質の排出基準で規定されている汚染物質
- ④環境影響報告書(表)及びその審査・承認部門が審査・承認決定の中で言及したものではありませんが、現行の国の総量規制で規定されている汚染物質
- ⑤その他の環境質に影響を与える汚染物質、例えば、試運転中に環境汚染を引き起こした汚染物質、国又は地方の生態環境部門が提出したもの、その地域の環境質に影響を及ぼす可能性があり、注意を要する汚染物質などが挙げられています。(環境保護検収に関する技術ガイドラインライン 6.3.3)

モニタリングの頻度やサンプルの採取方法については、環境要素(汚染物質の排出については廃ガス、廃水、騒音、固形廃棄物等、環境質については大気質、水質、騒音、土壌環境等)ごとに、建設プロジェクト竣工の環境保護検収に関する技術ガイドラインラインに詳細に規定されています。

モニタリングの結果は、建設事業者が検収報告としてまとめ、ウェブサイト又はその他の公衆が知るのに便利な方法によって社会に公開される同時に、所在する地域の県級以上の環境保護主管部門に関連情報を提出し、監督と検査を受けることになっています。(「建設プロジェクト竣工の環境保護検収の暫定弁法」第11条)

モニタリングは、自社で行えば良く、測定業者に依頼してもかまいません。モニタリング自体に外部専門家は必要ありません。

2.8 情報公開及び公衆参加

中国の環境政策において、法令上は情報公開と公衆参加を重視していることを明らかにしています。

環境保護法には「情報公開と公衆参加」という章(第5章)が設けられ、「公民、法人と他の組織は法によって環境情報の取得、環境保護の参加と監督に対する権利を有している。各級人民政府の環境保護行政主管部門と環境保護の監督管理権を行使する部門は、法律によって環境情報を公開し、公衆の参加プロセスを完備し、公民、法人と他の組織に環境保護の参加・監督に便宜を図る。」(環境保護法第53条)などと規定しています。特に、環境影響評価については、「法によって環境影響報告書を作成しなければならない建設プロジェクトに対して、建設事業者は作成時に影響を受けうる公衆に実情を説明し、十分に意見を求める。建設プロジェクトの環境影響評価報告書を審査する部門は報告書を受け取った後、国家機密と商務機密に関わる内容の以外のもを全て公開すべきである。公衆の意見を十分に求めている建設プロジェクトに対して、意見の聴取を求めるよう建設事業者に促すべきである。」(環境保護法第56条)と規定されています。

環境影響評価法においては、情報公開及び公衆参加について、「国家は関係団体、専門家、公衆が適切な方式で環境影響評価に参加することを奨励する。」(法第5条)と規定し、「国家が秘密保持が必要と規定した場合を除いて、環境に重大な影響が生じる可能性があり、環境影響報告書を作成すべき建設プロジェクトの建設事業者は、建設プロジェクト環境影響報告書の承認申請の前に、審議会、聴聞会を挙行し、又はその他の形式で関係団体、専門家、公衆の意見を求めなければならない。建設事業者が承認申請する環境影響報告書には関係団体、専門家、公衆の意見の採否に関する説明を添付しなければならない。」(法第21条)と定めています。

公衆参加が求められる建設プロジェクトは、上記のとおり「環境に重大な影響が生じる可能性があり、環境影響報告書を作成すべき建設プロジェクト」です。

公衆参加の手続き等については、環境影響評価公衆参加弁法(以下、単に「公衆参加弁法」とします。「环境影响评价公众参与办法」)に詳細に定められています。

公衆参加弁法第5条では、建設事業者は、法律に基づいて環境影響評価の範囲内にある公民、法人及びその他の組織の意見を聞かなければならず、建設事業者が環境影響評価の範囲外の公民、法人及びその他の組織の意見を聞くことを奨励すると規定しています。

建設事業者は、環境影響報告書の作成組織又はその他の組織に環境影響評価への公衆参加に関する具体的な業務を委託することができます。(公衆参加弁法第6条)

ア. 建設事業者による情報の公開等

・建設事業者は、環境影響報告書の作成組織が確定した後、7営業日以内に、そのウェブサイト、建設プロジェクト所在地の公共メディアウェブサイト、又は建設プロジェクト所在地の関連政府ウェブサイト(以下、ネットワークプラットフォームと総称する)を通じて、以下の情報を公開しなければなりません。

(1) 建設プロジェクト名、選択された場所・ルート、建設内容等の基本的状況、改築、拡張、移転プロジェクトでは、現在の工程及びその環境保護の状況について説明しなければなりません。(2) 建設事業者の名前と連絡方法。(3) 環境影響報告書を作成した組織の名前。(4) パブリックコメント表のネットワークリンク。(5) パブリックコメント表を送信する方法と手段。

環境影響報告書の意見募集稿の作成中に、公衆は誰でも環境影響評価に関連する意見を建設事業者に提出することができます。パブリックコメント表の内容と形式は、生態環境省が策定します。(公衆参加弁法第9条)

・建設プロジェクトの環境影響報告書の意見募集稿が作られた後、建設事業者は以下の情報を公開し、当該建設プロジェクトの環境影響に関する意見を求めなければなりません。

(1) 環境影響報告書の意見募集稿全文の URL と紙の報告書を読める方法及びルート。

(2) 意見を求める公衆の範囲。(3) パブリックコメント表の URL。(4) 公衆が意見を提出する方法とルート。(5) パブリックコメントの開始時期と終了時期。建設事業者が公衆の意見を求める期間は、10営業日以上でなければなりません。(公衆参加弁法第10条)

・建設事業者は、次の3つの方法で同時に公開しなければなりません。(1) ネットワークプラットフォームを通じて公開し、かつ10営業日以上継続して公開すること。(2) 建設プロジェクト所在地の公衆が容易にアクセスできる新聞を通じて公開し、かつ意見募集の10営業日以内に2回以上、情報を公開すること。(3) 建設プロジェクト所在地で公衆が容易に知ることができる場所に掲示公告する方式で公開し、かつ10営業日以上継続して公開すること。建設事業者は、ラジオ、テレビ、WeChat、微博その他の新しいメディア等の多様な形式を通じて、情報を公表するように奨励されます。(公衆参加弁法第11条)

・建設事業者は、科学的知識を普及するための資料の配布、ポスターの掲示、講座の開催、又は学校、社区、マスメディアなどのルートを通じて、公衆に対して建設プロジェクトの環境影響に関する科学的知識を周知し、公衆との相互作用を強化することができます。(公衆参加弁法第12条)

イ. 公衆による意見の提出

公衆は、手紙、ファックス、電子メール又は建設事業者が提供するその他の手段によって、規定された時間内に記入されたパブリックコメント表等を建設事業者に提出し、建設

プロジェクトの環境影響に関する意見や提案に反映させることができます。公衆は、意見を提出する時に、有効な連絡方法を提供する必要があります。公衆は、実名で意見を提出するとともに、住所を提供することが奨励されます。公衆が提出した関係個人情報について、建設事業者は、環境影響評価以外の用途で利用したり、個人情報に関する権利者の許可なく公開したりすることはできません。法律法規に別段の規定がある場合を除きます。（公衆参加弁法第 13 条）

ウ. 公開座談会、聴聞会、審議会の開催

・環境影響の面から公衆の異論が多い建設プロジェクトについては、建設事業者は以下の方式で公衆参加を深めなければなりません。

(1)環境影響予測の結論、環境保護措置又は環境リスク防止措置等に公衆の異論が集中しているものについては、建設事業者は、公開座談会（公众座谈会）又は聴聞会（听证会）を開催しなければなりません。公開座談会又は聴聞会は、建設プロジェクトによって環境面で影響を受ける可能性のある公衆の代表者の参加を招聘します。(2) 環境影響評価に関する専門的・技術的手法、ガイドライン、理論等の面に主に公衆の異論が集中しているものについては、建設事業者は、専門家による審議会（论证会）を開催しなければなりません。専門家による審議会は、関連する分野の専門家の参加を招聘するとともに、環境面で建設プロジェクトの影響を受ける可能性のある公衆の代表者の列席を招聘する必要があります。（公衆参加弁法第 14 条）

・建設事業者が、公開座談会又は専門家による審議会の開催を決定した場合は、会議が開催される 10 営業日前に、会議の時間、場所、テーマ及び登録できる公衆の範囲、登録方法を、ネットワークプラットフォーム及び建設プロジェクトの所在地で公衆が容易に知ることができる場所に掲示公告する等の方法を通じて、社会に公告します。建設事業者は、地域、職業、教育レベル、建設プロジェクトにより受ける環境影響の程度等の要素を総合的に考慮し、参加を申し込んだ公衆の中から、会議へ参加する又は会議に列席する公衆代表を選び、会議を召集する 5 営業日前に招聘する予定の専門家に通知するとともに、選ばれた代表者に書面で通知します。（公衆参加弁法第 15 条）

・建設事業者は、公開座談会と専門家による審議会の終了後 5 営業日以内に、現場の記録に基づいて公開座談会の議事録又は専門家による審議会の結論を整理し、ネットワークプラットフォームを通じて公開座談会の議事録又は専門家による審議会の結論を公開するものとします。公開座談会の議事録又は専門家による審議会の結論は、各種の意見を正直に記載しなければなりません。（公衆参加弁法第 16 条）

・建設事業者が聴聞会の開催を組織する場合、環境保護行政許可聴聞会の関連規定を参考にすることができます。（公衆参加弁法第 17 条）

エ. 建設事業者による受け取った公衆の意見の取り扱い

- ・建設事業者は、受け取った公衆の意見を整理し、環境影響報告書の作成組織又はその他の能力のある組織を編成して、専門的な分析を行った後、採用又は不採用についての提案を行います。建設事業者は、建設プロジェクトの状況、環境影響報告書の作成組織又はその他の能力のある組織の提案、技術的及び経済的実現可能性などの要素を総合的に考慮し、建設プロジェクトの環境影響に関する合理的な意見を採用し、環境影響報告書の作成組織を組織し、採用された意見に基づいて環境影響評価報告書を修正・改善しなければなりません。採用されなかった意見については、建設事業者は理由を説明しなければなりません。採用されなかった意見で有効な連絡方式で公衆から提案されたものについては、建設事業者は当該連絡方式を通じて、採用しない理由を説明しなければなりません。（公衆参加弁法第 18 条）
- ・建設事業者は、環境影響報告書の作成過程における公衆参加に関する関連原資料を参考のために保存しなければなりません。（公衆参加弁法第 28 条）

オ. 建設事業者による「公衆参加についての説明」の作成、公開、環境影響報告書への添付

- ・建設事業者は、生態環境主管部門に環境影響報告書を承認を得るために提出する前に、建設プロジェクトの環境影響評価のための「公衆参加についての説明」（公众参与说明）を作成しなければなりません。「公衆参加についての説明」には、以下の主要な内容が含まれなければなりません。
 - (1) 公衆参加の過程、範囲及び内容。
 - (2) パブリックコメントの収集整理及び分析の状況。
 - (3) パブリックコメントの採用状況又は不採用の状況、理由及び公衆へのフィードバック状況など。

「公衆参加についての説明」の内容と形式は、生態環境部が制定します。（公衆参加弁法第 19 条）
- ・建設事業者は、生態環境主管部門に環境影響報告書を承認を得るために提出する前に、ネットワークプラットフォームを通して、承認のために提出される環境影響報告書の全文と「公衆参加についての説明」を公開しなければなりません。（公衆参加弁法第 20 条）
- ・建設事業者は、生態環境主管部門に環境影響報告書を承認を得るために提出する時には、「公衆参加についての説明」を添付しなければなりません。（公衆参加弁法第 21 条）

カ. 環境影響報告書を受理した生態環境主管部門による情報公開、審査等

- ・生態環境主管部門は、建設プロジェクトの環境影響報告書を受理した後、そのウェブサイトやその他の方式を通じて、以下の情報を社会に公開しなければなりません。

- (1)環境影響報告書の全文。(2)「公衆参加に関する説明」。(3)パブリックコメントの方法及びルート。公開期間は10営業日以上とします。(公衆参加弁法第22条)
- ・生態環境主管部門は、環境影響報告書の承認の決定を行う前に、そのウェブサイトやその他の方式を通じて、以下の情報を社会に公開しなければなりません。

(1)建設プロジェクト名、建設地点。(2)建設事業者名。(3)環境影響報告書の作成組織名。(4)建設プロジェクトの概要、主要な環境影響並びに環境保護対策及び措置。(5)建設事業者が行った公衆参加の状況。(6)公衆が提出した意見の方法及びルート。公開期間は5営業日以上としなければなりません。生態環境主管部門は、第一項の規定により情報を公開する場合、そのウェブサイト又はその他の方式を通して、建設事業者及び利害関係者に対し、聴聞を求める権利を有することを同時に告知しなければなりません。生態環境主管部門が聴聞会を招集する場合、環境保護行政許可の聴聞の関連規定に従って実施します。(公衆参加弁法第23条)
 - ・生態環境主管部門が環境影響報告書の受理した後及び承認決定を下す前の情報公開の期間に、公民、法人及びその他の組織は、規定された方式、ルート、期限に従って、建設プロジェクトの環境影響報告書の審査・承認に関する意見や提案を提出し、関連する違反を通報することができます。生態環境主管部門は、受け取った通報について、国の関連規定に基づいて処理しなければなりません。必要な時には、生態環境主管部門は、適切な方式を通じて公衆に意見の採用状況をフィードバックすることができます。(公衆参加弁法第24条)
 - ・生態環境主管部門は、公衆参加についての説明内容及び形式が要求を満たしているかどうか、また、公衆参加の手続きがこの弁法の規定に適合しているかどうかの審査を行わなければなりません。受け取った公衆の意見、関連する通報及び処理状況、公共参加の審査の結論等を総合的に考慮した後、生態環境主管部門は、建設プロジェクトが公衆の意見を十分に求めていると認める場合には、建設事業者にもう一度公衆の意見を求めることを命じ、環境影響報告書を差し戻します。(公衆参加弁法第25条)
 - ・生態環境担当部門は、受け取ったパブリックコメントを参考にし、関連する法律法規、基準、技術規範等に従って、建設プロジェクトの環境影響報告書を審査・承認します。(公衆参加弁法第26条)
 - ・生態環境主管部門は、建設プロジェクトの環境影響報告書の承認決定の日から7営業日以内に、そのウェブサイト又はその他の方式を通じて、承認決定の全文を社会に公表するとともに、行政審査及び行政訴訟を提起する権利及び期間を法律に従って通知しなければなりません。(公衆参加弁法第27条)

なお、計画の環境影響評価についても、環境影響評価法において、「個別計画の策定機関は直接公衆の環境権益を害する悪影響が生じる可能性のある計画について、当該計画草案を審査のために提出する前に、審議会、聴聞会又はその他の形式で、関係団体、専門家、公

衆の環境影響報告書草案に対する意見を求めなければならない。ただし、国家が秘密保持が必要と規定する場合は除く。策定機関は関係団体、専門家、公衆の環境影響報告書草案に対する意見を真剣に考慮し、提出する環境影響報告書の中に意見の採否についての説明を書き添えなければならない。」(法第 11 条)と規定しています。

2.9 EIA コンサルタント

環境影響評価のコンサルタントについて、環境影響評価法は「建設事業者は技術組織に建設するプロジェクトについての環境影響評価の実施と、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の作成を委託することができる」(第 19 条)と規定しており、建設プロジェクト環境保護管理条例でも「建設事業者は、公開入札方式を採用して、環境影響評価作業に従事する組織を選んで、建設プロジェクトの環境影響評価を実施することができる。」(第 13 条)と規定しています。

建設事業者が環境影響評価技術能力を有している場合は、自ら建設プロジェクトの環境影響評価を行い、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成することもできます。(法第 19 条)

コンサルタント(技術機関)の資格制度については、環境保護部(現生態環境部)によって「建設プロジェクト環境影響評価資質管理弁法」(建设项目环境影响评价资质管理办法)が制定され、運用されてきましたが、2019年1月の公告で廃止されました。団体資格制度は廃止され、個人資格制度のみ維持し、コンサルタント(技術機関)や環境アセスメント技師に対する信用管理制度を導入しました。

さらに、行政機関とコンサルタントとの関係については、「いかなる行政機関も、建設事業者のために環境影響評価に従事する組織を指定して、環境影響評価を実施することはできない。」(条例第 13 条)、「建設事業者から建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の委託を受けた技術組織は、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の審査を担当する生態環境主管部門又はその他の審査関係部門との間にいかなる利害関係もあってはならない。」(法第 19 条)と規定しています。

建設プロジェクトの環境影響報告書、環境影響報告表の作成を委託した場合の責任について、法は「建設事業者は建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表の内容と結論に責任を負わなければならない、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表作成の委託を受けた技術組織は作成した建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表について相応の責任を負わなければならない。」(第 20 条)と規定しています。

2.10 技術に関する手引き・ガイドライン

建設プロジェクトに対する環境影響評価の一般的な原則、内容、作業手順、方法及び要求

を示したものとして、「環境影響評価技術ガイドライン通則」(环境影响评价技术导则 总纲)が制定されています。

「ガイドライン通則」によれば、環境影響評価に関する技術ガイドラインの体系構成は以下のとおりです。

建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドラインは、「総則」、「汚染源強度計算技術ガイドライン」、「環境要素環境影響評価技術ガイドライン」、「専門テーマ環境影響評価技術ガイドライン」、「業種別建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン」で構成されます。

「汚染源強度計算技術ガイドライン」及びその他の環境影響評価技術ガイドラインは「通則」に定められた原則と関連要求を遵守しなければなりません。

「汚染源強度計算技術ガイドライン」には、「汚染源強度計算準則」と火力発電、製紙、セメント、鉄鋼などの「業種の汚染源強度計算技術ガイドライン」が含まれます。

「環境要素環境影響評価技術ガイドライン」とは、大気、地表水、地下水、騒音環境、生態、土壌などの環境影響評価技術ガイドラインを指します。

「専門テーマ環境影響評価技術ガイドライン」とは、環境リスク評価、健康リスク評価、環境影響経済損益分析、固形廃棄物などの環境影響評価技術ガイドラインを指します。

「業種別建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン」とは、水利・水力発電、採掘、交通、海洋構造物などの建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドラインを指します。(ガイドライン通則 3.2)

2.11 規制及び規則

特別な保護が必要な自然や保護地、建設プロジェクトによる汚染や生態系への影響に対して特に敏感な区域は「環境敏感区」とされ、環境影響評価において環境影響評価報告書、環境影響報告表、環境影響登録表の作成義務を定めた「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト(2021年版)」において、プロジェクトの類別ごとに「環境敏感区に関するものについて、環境影響評価報告書(表)の作成義務を課す」といった扱いが定められています。

なお、「環境敏感区」については、「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト(2021年版)」の第3条において以下のように規定されています。

環境敏感区とは法に従って設立された各級各類保護区域と建設プロジェクトで発生する環境影響に特に脆弱な区域を指します。主に以下の区域が含まれます。

- (一) 国家公園、自然保護区、景勝地、世界文化遺産と自然遺産、海洋特別保護区、飲料水水源保護区。

- (二) (一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、自然公園（森林公園、ジオパーク、海洋公園等）、重要湿地、天然林、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、水土流失重点予防区域及び重点対策区域、砂漠化土地閉鎖保護区、閉鎖及び半閉鎖海域。
- (三) 居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務を主要機能とする区域、及び保護対象文化財。

2.12 ベースラインの情報

環境影響評価法は「国家は環境影響評価の基礎的データベースと評価指標体系建設を強化し、環境影響評価の方法、技術規範についての科学的な研究を奨励・支援し、必要な環境影響評価情報共有制度を構築し、環境影響評価の科学性を高める。国务院生態環境主管部門は国务院関係部門と共同で、環境影響評価の基礎的データベースと評価指標体系を構築・整備しなければならない。」（第6条）と規定しており、基礎的データベースは国により整備されていると思われます。

但し、一般に公開されていないため、どのようなデータがどのような形で集積されているかは不明です。

2.13 その他 EIA 関連制度に関連する特記すべき状況

2.13.1 環境影響評価制度と汚染物質排出許可制度との連携

2018年1月に公布・施行された「汚染物質排出許可管理弁法（試行）」（排污许可管理办法（試行））では、「2015年1月1日以後に建設プロジェクトの環境影響評価承認意見を取得した汚染物質排出事業者は、環境影響評価文書及び承認意見の中で汚染物質排出に関わる主な内容を汚染物質排出許可証に盛り込まなければならない。」（第8条）、「2015年1月1日以後に環境影響評価承認意見を取得した汚染物質排出事業者は、環境影響評価文書と承認意見に定められた排出量が本条の第1項、第2項に定められた許可排出量より厳格な場合、発給環境保護部門は環境影響評価文書と承認意見の求めに従って汚染物質排出事業者の許可排出量を定めなければならない。」（第17条）と規定され、環境影響評価文書と承認意見に定められた汚染物質排出に関する主要な内容が、そのまま排出許可証の内容となるという連携が図られました。また、2021年3月1日に施行された汚染排出許可管理条例（国务院令第736号）第11条でも同様な条件が汚染排出許可証の交付要件になっています。

2.13.2 新型コロナウイルス感染症の流行予防抑制期間における臨時の規制緩和

2020年2月6日には「新型コロナウイルス流行予防抑制期間の建設プロジェクトに係る環境影響評価緊急サービス保障の実施に関する通知」（关于做好新型冠状病毒感染肺炎疫情防控期间有关建设项目环境影响评价应急服务保障的通知）が発出されました。予防抑制期間中に緊急に

必要とする医療衛生分野、マスク等の物資の生産分野及び研究試験等の三種類の建設プロジェクトの環境影響評価手続きに関し、臨時に必要なものは手続きを免除し、新型コロナウイルス感染症の流行収束後も引き続き使用するものについては、収束後に環境影響評価告知承認制度を適用するか、建設開始後に環境影響評価の補充手続きをすれば良いこととしました。

また、2020年3月3日には、「感染症対策と経済社会発展生態環境保護事業を統一的に行うことに関する指導意見」(关于统筹做好疫情防控和经济社会发展生态环保工作的指导意见)を発出し、この中で「環境影響評価審査ポジティブリストを制定、実施して、プロジェクト建設着工の便宜を図る」方針を明らかにしています。

具体的には、①すでに実施されている新型コロナウイルス感染症流行対策期間に緊急に必要な医療衛生、物資生産、研究試験の三種類の建設プロジェクト環境影響評価緊急対応サービス保障政策を継続実施する。汚染排出許可制度との連携を強化し、「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」に照らして、民生関連であってかつ「固定汚染源汚染排出許可分類管理リスト(2019年版)」に入っていて汚染排出許可登録管理が実施されている業種、並びに社会事業とサービス業、有毒・有害及び危険品に関係しない倉庫・物流配送業など10大分類30小分類の業種のプロジェクトについては、環境影響登録表の記載を免除すること、②環境影響が全体としてコントロール可能、感染症流行の影響が大きい、労働集約型といった民生関連の一部の業種を環境影響評価告知承諾制度の審査・承認改革パイロット事業の対象に入れること(建設工事、社会事業とサービス業、製造業、牧畜業、交通運輸業などの多くの領域、「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」の中の17大分類44小分類の業種が含まれる)、③環境基礎データを公開し、管理フローを最適化し、「非対面式」審査・承認を実現するなどにより環境影響評価審査・承認サービスを強化することなどです。

2.13.3 零細企業のプロジェクトの環境影響評価業務の合理化

2020年9月22日には、生態環境部は「零細企業のプロジェクトの環境影響評価業務の合理化に関する意見」(关于优化小微企业项目环评工作的意见)を発出し、零細企業のプロジェクトの環境影響評価管理を簡素化すること(プロジェクトの環境影響評価の範囲を狭めることや環境影響評価報告表の作成内容を簡素化することなど)や環境影響評価相談サービスなどを強化して零細企業の環境影響評価業務を支援することとしました。

3. 国際標準の環境影響評価手続きとの比較と注意点

世界銀行グループの国際金融公社(International Finance Corporation: IFC)は、2012年に環境と社会の持続可能性に関するパフォーマンス基準を策定し、事業のライフサイクル全体を通してクライアントに8つのパフォーマンス基準に準拠するよう求めています。表2

に IFC のパフォーマンス基準と中国環境影響評価システムの比較表を示します。

表 2 IFC のパフォーマンス基準と中国の環境影響評価制度の比較

IFC パフォーマンス基準	中国環境影響評価システム
<p>1. 環境と社会のリスク/影響のアセスメントと管理</p>	<p>「建設プロジェクトの環境リスク評価に関する技術ガイドライン (HJ / T169-2004 ではなく HJ169-2018)」《建设项目环境风险评价技术导则 (HJ 169-2018 代替 HJ/T 169-2004)》</p> <p>中国の環境影響評価システムでは、リスク評価のための技術ガイドラインが策定されている。中国の環境影響報告書には、プロジェクトの建設によって引き起こされる潜在的なリスクを評価し、関連する緩和策を提案する別の章「環境リスク分析と緩和策」《环境风险分析及减缓措施》がある。</p>
<p>2. 労働者及び労働条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 労使関係の確立、維持、改善。 ● 労働者の差別禁止、機会均等、国内の労働法・雇用法の遵守の推進。 ● 児童労働・強制労働問題への取組。 ● 安全かつ健康的な労働条件の促進。 	<p>中国では、すべての労働者の合法的な権利と利益は、「中華人民共和国の労働法」《中华人民共和国劳动法》によって保護されている。しかし、中国の環境影響評価システムには、労働権の保護に関する個別の規制や内容はみあたらない。</p>
<p>3. 資源の効率的利用と汚染の防止・削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 汚染の回避または最小化。 ● 気候変動の一因となる排出の削減を推進。 	<p>中国には、新しい汚染や生態破壊の防止を保障するために、環境保護施設の「三同時制度」がある。これは、建設プロジェクトに伴って建設を必要とする環境保護施設は、必ず本体工事と同時に設計し、同時に施工し、同時に使用する必要があることを示す。ここでいう環境保護施設は、主に環境影響報告において提出する環境保護施設を指す。</p> <p>気候変動への適応能力を高めるために、中国は2013年末に「気候変動への適応のための国家戦略」《国家适应气候变化战略》を発表し、気候変</p>

IFC パフォーマンス基準	中国環境影響評価システム
	<p>動への適応の要件を中国の経済的および社会的発展の全過程に組み込むべきであると強調した。しかし、現段階で気候変動への適応要件を建設プロジェクトの環境影響評価システムに組み込んでいない。気候変動に適応するための要件と対策のほとんどは、政府が推進するいくつかの主要なインフラ建設プロジェクトや、政策・計画レベルの範囲にとどまっている。</p>
<p><u>4. 地域社会の衛生・安全・保安</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会の衛生及び安全に対する、通常時及び非通常時両方のリスク・影響を回避または最小化。 ● 人及び資産の保護が合法的な方法で実施されることを確保。 	<p>地域社会の衛生・安全・保安についての内容は、環境影響報告書に社会環境影響、環境リスク評価、および公衆参加に関する 3 つの章に反映されている。</p> <p>また、環境影響報告書を作成する際には、環境や社会への悪影響を最小限に抑えるために、地域全体の開発計画やその他の開発計画を参照する必要がある。</p>
<p><u>5. 用地取得及び非自発的住民移転</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 代替案を検討による、非自発的住民移転の回避または最小化。 ● 資産の喪失に対し、再取得コスト分の補償を行い、情報開示・協議の実施・現地住民の参加等を踏まえた住民移転手続を通して、用地取得等により生じる環境社会面での悪影響を緩和。 ● 移転者の生計と生活水準を改善、少なくとも回復。 ● 適切な住居を与えることにより、移転先での生活環境を改善。 	<p>社会環境の調査・評価等について、「2016 年改訂版の「建设项目环境影响评价技术导则 总纲」では、社会環境の調査・評価等についての記述が全て削除された。用地取得及び非自発的住民移転についての記述も全て削除されている。原則として、2017 年 1 月 1 日以降は、社会環境（用地取得及び非自発的住民移転など）の調査・評価等について実施しなくてもよいことになっているが、実際には、多くの環境影響報告書でこの社会影響に関する調査・評価が記載されている。</p> <p>用地取得、非自発的住民移転、住民移転手続、用地取得のための補償および再定住費用の支払い等については国土資源省「用地取得のための補償・再定住制度の改善に関する意見の指</p>

IFC パフォーマンス基準	中国環境影響評価システム
	<p>導」 《关于完善征地补偿安置制度的指导意见》で規定されている。</p> <p>これらの内容は、EIA レポートへの公衆参加に関する章にも反映されている。</p>
<p><u>6. 生物多様性の保全及び持続可能な天然資源管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の保護および保全。 ● 保全の必要性和開発の優先度を統合した実践方法の採用により天然資源の持続可能な管理と利用を促進。 	<p>環境影響評価報告書には、生物多様性についての評価と保全計画の内容が含まれている。中国の環境影響評価システムでは、生物多様性の保全及び持続可能な天然資源管理のため、生態環境影響評価の技術ガイドラインが「环境影响评价技术导则 生态影响 (HJ 19-2011)」として策定されている。加えて、水生生物多様性の保護のために、生態環境省は、農業農村省および水資源省とともに、「主要流域水生生物多様性保護方案」《重点流域水生生物多样性保护方案》を策定し、2018年4月3日に発行している。</p>
<p><u>7. 先住民</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発プロセスが先住民の尊厳・人権・期待・文化・自然資源に基づいた生計への全面的尊重を促進することを確保。 ● 先住民の地域社会への負の影響を回避、もしくは文化的に適切な方法で最小化・緩和・補償し、開発の恩恵を得る機会を与える。 ● 影響を受ける先住民との継続的関係の構築、維持。 ● 先住民が伝統的または慣習的に使用している土地の使用にあたっては、先住民との誠実な協議及び当該先住民の参加を促進。 ● 先住民の文化・知識・慣習の尊重、保護。 	<p>社会環境の調査・評価等について、「2016年改訂版の「建设项目环境影响评价技术导则 总纲」では、社会環境の調査・評価等についての記述が全て削除された。先住民(人文景観)についての記述も全て削除されている。</p> <p>しかし、実際の環境影響報告書では社会的影響評価の章に少数民族の文化や慣習への影響に関する内容が含まれている。一般に、現在、中国の環境影響評価システムにおける少数民族への配慮は不十分であり、特定の関連する技術ガイドラインはまだ整備されていない。</p>

IFC パフォーマンス基準	中国環境影響評価システム
<p><u>8. 文化遺産</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 文化遺産の保護および保全への援助。 ビジネス活動における文化遺産の利用から得られる恩恵の公平な分配。 	<p>社会環境の調査・評価等について、「2016年改訂版の「建设项目环境影响评价技术导则 总纲」では、社会環境の調査・評価等についての記述が全て削除された。文化遺産についての記述も全て削除されている。一方、文化遺産については（建设项目環境影響評価分類管理名録）「建设项目环境影响评价分类管理名录（2020年版，征求意见稿）」の第3条（一）で規定されており、このリストに記載されている環境に敏感な地域には、国際的な文化遺産や自然遺産が含まれている。文化遺産のある地域を対象とした事業のEIAレポートでは、文化遺産への影響評価が含まれている。</p>

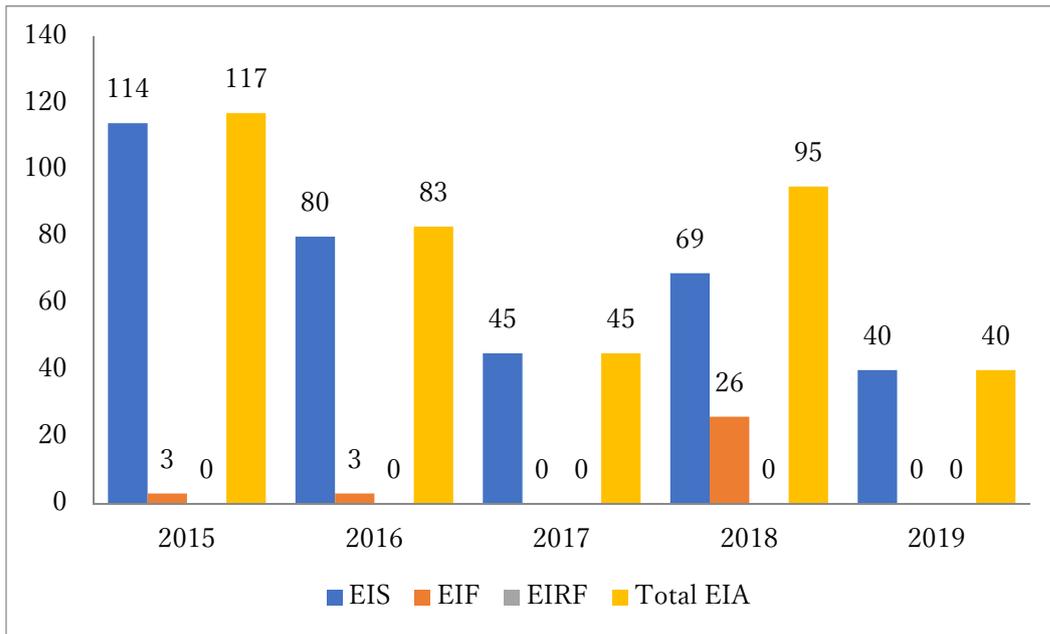
4. 環境影響評価の実施実績とこれを取り巻く状況

4.1 EIAの運用実績

4.1.1 国による環境影響報告書、環境影響報告表、環境影響登録表の実施件数

(2015-2019、国の生態環境主管部門（現在は生態環境部）が審査したものに限る。)

	環境影響報告書(EIS)	環境影響報告表(EIF)	環境影響登録表(EIRF)	合計
2015	114	3	0	117
2016	80	3	0	83
2017	45	0	0	45
2018	69	26	0	95
2019	40	0	0	40
合計	348	32	0	380



(出典：中国環境統計年報)

4.1.2 国による環境影響評価文書のセクター別内訳 (2015-2019)

		2015	2016	2017	2018	2019
1	軽工業	0	0	0	0	0
2	化学工業	13	8	2	0	6
3	金属・機械工業	2	0	0	0	0
4	建設材料	2	0	1	0	0
5	農業	35	34	21	14	12
6	鉱業	14	8	6	15	11
7	交通	27	20	14	26	11
8	社会事業及びサービス業	1	4	1	0	0
9	海洋プロジェクト	0	0	0	14	0
10	通信施設	11	4	0	0	0
11	原子力産業	9	2	0	0	0
	計	114	80	45	69	40

(注；社会事業及びサービス業は、①学校、幼稚園、保育園、福祉施設、養護施設、②卸売及び小売市場、③公園（動物園、植物園、テーマパークを含む、村の公園を除く）、④給油及びガソリンスタンド、⑤洗車、⑥車やオートバイのメンテナンス場所、⑦葬儀場、墓地など)

4.2 EIAの審査・承認・モニタリングに関わる組織

4.2.1 国の関係機関

中国政府において、環境影響評価法、建設プロジェクト環境アセス条例、計画環境アセス条例を所管し、環境影響評価において中心的な役割を果たしているのは、生態環境部の環境影響評価・排出管理司 (<http://www.mee.gov.cn/zjhb/bjg/hps/>) です。

また、「国务院関係部門は、策定する工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源開発に関する個別計画（以下、個別計画）について、審査のために提出する前に環境影響評価を行い、個別計画の審査機関に環境影響報告書を提出しなければならない。」（法第8条）と規定しており、個別計画の策定官庁もこの限りにおいて環境影響評価に関与しています。

生態環境部には、直属組織として生態環境部環境工程評価センター（中国環境科学学会環境影響評価専門委員会）があり、計画並びに重大な開発及び建設プロジェクトに係る環境影響評価文書についての技術審査、環境影響評価手法と技術ガイドラインの起草、環境影響評価エンジニアの資質管理のための技術サポート、データベースの構築及び運用・保守等の業務を行っています。

4.2.2 地方の関係機関

地方においては、地方人民政府の生態環境主管部門が環境影響評価を担当しています。

国の場合と同様に「区設市以上の地方人民政府及びその関係部門は、策定する工業・農業・牧畜業・林業・エネルギー・水利・交通・都市建設・観光・自然資源開発に関する個別計画（以下、個別計画）について、審査のために提出する前に環境影響評価を行い、個別計画の審査機関に環境影響報告書を提出しなければならない。」（法第8条）と定められていることから、区設市以上の地方人民政府及びその関係部門も個別計画の環境影響評価の実施主体となっています。

4.3 EIA関係部署のスタッフの人数と予算

生態環境部の環境影響評価・排出管理司は「総合処」、「区域・計画環境影響評価処」、「環境影響評価・固定汚染源排出許可一処」、「環境影響評価・固定汚染源排出許可二処」、「資源開発・基礎設備環境影響評価処」の五処（日本の省庁の「課」にあたる）から構成されています。

それぞれの処の所管事項は以下のとおりです。

- ・総合処：司内の総合調整担当。総合性及び建設プロジェクトの環境影響評価を担当

- ・区域・計画環境影響評価処：政策、区域、計画における環境アセス法令等を担当
- ・環境影響評価・固定汚染源排出許可一処：火力発電、金属工業、非鉄金属工業、建材等の専門計画の環境アセスを担当
- ・環境影響評価・固定汚染源排出許可二処：化学工業、石油工業、製紙業、紡績業等の専門計画の環境アセスを担当
- ・資源開発・基礎設備環境影響評価処：農林業、水利、水力発電、交通、鉱物産業、旅行業等の等の専門計画の環境アセスを担当

4.4 他省庁との連携体制

環境影響評価法では、「国務院生態環境主管部門は国務院関係部門と共同で、環境影響評価の基礎的データベースと評価指標体系を構築・整備しなければならない。」(法第6条)と規定されており、生態環境部は他省庁と共同で基礎的データベースと評価指標体系を構築・整備することとされています。

また、計画の環境影響評価について、「環境影響評価を行う計画の具体的範囲は、国務院生態環境主管部門が国務院関係部門と共同で規定し、国務院に届け出て承認を得る。」(法第9条)と規定されており、環境影響評価を行う計画の具体的範囲は、生態環境部と関係官庁が共同で規定し、国務院に届け出て承認を得ることになっています。

4.5 EIA 実務を担う民間の機関又は企業等

民間の環境影響評価のコンサルタント企業が全国に多数存在しています。(環境アセスメント信用プラットフォーム(环境影响评价信用平台 <http://114.251.10.92:8080/XYPT/>) から、環境影響評価のコンサルタント企業を検索し、その信用評価状況を調べることができます。

主なものとして以下のような企業があります。

- ・北京華夏国潤環保科技

<http://www.bjhxgr.com/>

- ・北京中環尚達環保科技

<http://www.zhshd0322.com/>

- ・PONY 測量

http://www.ponytest.com/huanji.html?bd_vid=10176048857044193591

5. 現地政府機関等のコンタクト先

5.1 EIAに関わる政府関係部署のリスト

中华人民共和国生態環境部 行政審査・承認窓口(生态环境部行政审批大厅)
電話番号：010-65646800)

FAX : 010-65646188

住所 : 100006 北京市东城区东安门大街 82 号

代表 URL : <https://www.mee.gov.cn>

プロジェクト受理状況（項目受理情况）の公示

<https://www.mee.gov.cn/ywgz/hjyxpj/jsxmhjyxpj/xmslqk/>

関係省庁

国家発展改革委員会(国家发展和改革委员会) : <https://www.ndrc.gov.cn>

工業情報化部(工业和信息化部) : <https://www.milt.gov.cn>

自然資源部(自然资源部) : <https://www.mnr.gov.cn>

住宅都市農村建設部(住房和城乡建设部) : <https://www.mohurd.gov.cn>

交通運輸部(交通运输部) : <https://www.mot.gov.cn>

水利部(水利部) : <https://www.mwr.gov.cn>

農業農村部(农业农村部) : <https://www.moa.gov.cn>

文化旅遊部(文化和旅游部) : <https://www.mct.gov.cn>

6. EIA の制度や実施上での課題とその対応策

中国の環境アセスメント制度については、優良事例で報告するように地方人民政府への権限委譲、手続きの簡素化など進められています。

その一方で未改善の問題として以下のようなことが指摘されています。

○制度と実態の乖離がまだ存在しています。特に地方人民政府ごとに制度の運用の実態に差があるといった問題が指摘されています。

○環境アセスメント制度は、かつて運用が緩かったこともあり、環境アセスメントをしっかりと実施しない企業が少なくなく、処罰の対象となっています。

企業によっては、環境アセスメントで定められた事項はその後も事業場の経営を拘束することを知らずに無断で設備投資、生産ラインの改変、生産量の増加を行い、排出総量が超過するなどの違反状態になっていることも多いと指摘されています。

○事業者は、コンサルタント（技術機関）に環境アセスメントを丸投げしているケースも多い。技術機関は認可されやすくするために委託元に相談せずに排出データを小さく操作するといったことも見られます。技術機関の行った不正やミスも事業者が責任を負うことになっていますから、事業者も環境影響評価文書の内容をしっかりと把握することが不可欠です。

○廃止の手続きがないこと。環境アセス文書が認可されたが、その後に経営状況の変化があったため、大本の建設事業そのものがなくなってしまった場合に、廃止する手続きが規定されていません。事業承認の部分が廃止になるに伴い、付随的に廃止になるのかどうか

はっきりしていません。

- 完成後に生産ラインの改変が行われた場合、事後評価手続き、改造事業としての新たな環境影響評価手続き等があるが、その基準があまり明確ではありません。
- 環境影響評価制度と排出許可制度との連携については、2.13 で記述したところですが、その改善作業は現在、進行中です。
- 環境影響評価報告書の作成が求められる場合、数百ページの分量になるため、作成も審査もかなり時間がかかります。さらなる簡素化の必要性が言われています。

7. 参考文献

- ・ 日本貿易振興機構（JETRO） 世界貿易投資動向シリーズ（中国編） 2020年版
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/gtir/2020/01.pdf
- ・ 日本貿易振興機構（JETRO）大連事務所 中国における環境影響評価制度の最新動向（2019年3月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/118343c2a331cd9f/20180067.pdf
- ・ Jiaying XU, Takehiko MURAYAMA, and Shigeo NISHIKIZAWA. "Content Analysis of National EIA Reports in China," Journal of Environmental Information Science 44-5 (2016)
https://www.jstage.jst.go.jp/article/ceispapersen/44.5/0/44.5_45/_pdf
- ・ 中华人民共和国环境保护法（環境保護法）
http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/1989-12/26/content_1481137.htm
- ・ 中华人民共和国环境影响评价法（環境影響評価法）
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201901/t20190111_689247.shtml
- ・ 中华人民共和国水污染防治法（水污染防治法）
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/200802/t20080229_118802.shtml
- ・ 中华人民共和国大气污染防治法（大気汚染防止法）
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/fl/201811/t20181113_673567.shtml
- ・ 建设项目环境保护管理条例（建設プロジェクト環境保護管理条例）
http://www.mee.gov.cn/zcwj/gwywj/202001/t20200108_758117.shtml
- ・ 规划环境影响评价条例（計画環境影響評価条例）
http://www.mee.gov.cn/ywgz/fgbz/xzfg/200908/t20090825_158090.shtml
- ・ 建设项目竣工环境保护验收暂行办法（建設プロジェクト竣工の環境保護検収の暫定弁法）
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bwj/201711/t20171127_427000.htm 2017年
- ・ 环境影响评价公众参与办法（環境影響評価公衆参加弁法）
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/201808/t20180803_629536.html 2018年
- ・ 排污许可管理办法（试行）（汚染物質排出許可管理弁法（試行））
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bl/201801/t20180117_429828.htm 2018年

- ・ 建设项目环境影响评价文件分级审批规定（建設プロジェクト環境影響評価文件分級審査・承認規定）
http://www.mee.gov.cn/gkml/hbb/bl/200910/t20091022_174586.htm 2009 年
- ・ 建设项目环境影响评价技术导则 总纲 HJ2.1-2016（建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン 通則）（別添 2）
- ・ 建设项目环境影响评价分类管理名录 2021 年版（建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト 2021 年版）
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202012/t20201202_811053.html
- ・ 建设项目竣工环境保护验收技术指南 污染影响类（建設プロジェクト竣工の環境保護検収に関する技術ガイドラインライン 環境影響編）
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201805/t20180522_629585.html
- ・ 建设项目竣工环境保护设施验收技术规范 生态影响类（建設プロジェクト竣工の環境保護施設検収に関する技術ガイドラインライン 生態影響編）
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/201805/t20180522_629585.html
- ・ 关于做好新型冠状病毒感染肺炎疫情防控期间有关建设项目环境影响评价应急服务保障的通知（新型肺炎流行予防抑制期間の建設プロジェクトに係る環境影響評価緊急サービス保障の実施に関する通知）2020 年
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk06/202002/t20200210_761954.html
- ・ 关于统筹做好疫情防控和经济社会发展生态环保工作的指导意见（感染症対策と経済社会発展生態環境保護事業を統一的に行うことに関する指導意見）2020 年
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202003/t20200304_767281.html
- ・ 关于优化小微企业项目环评工作的意见（零細企業のプロジェットの環境影響評価業務の合理化に関する意見）2020 年
http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk03/202009/t20200923_800016.html

謝辞：本調査の実施に当たり、東京工業大学の村山武彦教授、許嘉瑛氏、日中環境協力支援センター有限公司の大野木昇司氏には、大変お世話になりました。心より御礼申し上げます。

別添1 建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト

建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト

(2021年版)

第一条 建設プロジェクト環境影響評価分類管理を実施するために、「中華人民共和国環境影響評価法」の関係規定に基づき、本リストを制定する。

第二条 建設プロジェクトの特徴と所在区域の環境敏感度に基づき、建設プロジェクトが環境に与える可能性のある影響を総合的に考慮し、建設プロジェクトの環境影響評価について分類管理を行う。

工事発注者は本リストの規定に従い、建設プロジェクト環境影響報告書、環境影響報告表を作成するか、環境影響登録表を記入しなければならない。

第三条 本リストに言う環境敏感区とは法に従って設立された各級各類保護区域と建設プロジェクトで発生する環境影響に特に脆弱な区域を指す。主に以下の区域が含まれる。

- (一) 国家公園、自然保護区、景勝地、世界文化遺産と自然遺産、海洋特別保護区、飲料水水源保護区。
- (二) (一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、自然公園（森林公園、ジオパーク、海洋公園等）、重要湿地、天然林、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、水土流失重点予防区域及び重点対策区域、砂漠化土地閉鎖保護区、閉鎖及び半閉鎖海域。
- (三) 居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務を主要機能とする区域、及び保護対象文化財。

環境影響報告書、環境影響報告表は、建設プロジェクトの環境敏感区の影響について重点的に分析しなければならない。

第四条 工事発注者が厳格に本リストに定められた建設プロジェクト環境影響評価分類に従わなければならない、環境影響評価分類を勝手に変えてはならな

い。

建設内容が本リストの2つ以上のプロジェクト分類に係る建設プロジェクトは、その環境影響評価分類は、単一項目等級が最も高いものに決定される。

建設内容が主体事業の改築、拡張に係らないプロジェクトについては、その環境影響評価分類は改築、拡張プロジェクトの内容に応じて決定される。

第五条 本リストで規定していない建設プロジェクトは、建設プロジェクト環境影響評価管理の対象としない。省級の生態環境主管部門は、本リストにまだ規定されていない建設プロジェクトで、建設プロジェクト環境影響評価管理に含めなければならないと考えられるものについては、建設プロジェクトの汚染因子、生態影響因子の特徴及びその場所の環境の敏感性の性質と程度等に基づいて、環境影響評価分類管理に関する意見を提出し、生態環境部に報告、認定を受けた後に実施する。

第六条 本リストは生態環境部が解釈の責を負い、適時に改正し公布する。

第七条 本リストは2021年1月1日より施行する。「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」（環境保護部令第44号）及び「『建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト』の一部改正に関する決定」（生態環境部令第1号）は同時に廃止する。

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
一、農業01、林業02					
1	農産品基地プロジェクト（薬材基地を含む）	/	環境敏感区に関するもの	その他	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、基本草原、重要湿地、水土流出重点予防区域及び重点対策区域
2	経済林基地プロジェクト	/	原産林基地	その他	
二、畜産業 03					
3	家畜飼養 031；家禽飼養 032；その他畜産業 039	年間豚出荷頭数5000頭その他の家畜家禽は豚に換算)以上の大規模飼育場、飼育豚頭数2500頭（その他の家畜家禽は豚に換算)以上の出荷頭数の大規模家畜家禽飼育；環境敏感区に関する大規模飼育	/	その他（大規模でないものは除く）（具体的な規模の基準は「家畜家禽大規模飼育汚染防止条例」による）	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の全ての区域
二、漁業 04					

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
4	海水養殖 0411	海面使用面積1000ムー以上の海水養殖事業（底撒き、藻類養殖は除く）；囲い養殖	海面使用面積1000ムー未満300ムー以上の網いけす養殖、海洋牧場（海洋人工魚礁を除く）、海苔筏養殖等；海面使用面積1000ムー未満100ムー以上の水産養殖基地、工場式養殖、陸上海水養殖；海面使用面積1500ムー以上の底撒き養殖、藻類養殖；環境敏感区に関するもの	その他	第三条（一）中の自然保護区、海洋特別保護区；第三条（二）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、海洋公園、重点保護野生動物地、重点保護野生植物生長繁殖地、重要水生生物の自然産卵場、餌場、天然漁場、閉鎖及び半閉鎖海域
5	内陸養殖 0412	/	いけす、網いけすなどの給餌養殖；環境敏感区に関するもの	その他	第三条（一）中の全ての区域；第三条（二）の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要湿地、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬場及び回遊路
三、採炭・選炭業 06					
6	瀝青炭と無煙炭の採炭選炭 061；褐炭の採炭選炭 062；その他の採炭選炭 069	採炭	石炭洗浄、混合；石炭貯蔵、収集運搬、換気立坑サイト、ガス抽出排気ステーション、鉱区修復事業（石炭鉱然坑区の修復事業）	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
四、石油・天然ガス採掘業 07					
7	陸地石油採掘 0711	石油採掘の新鉱区開発；シェールオイル採掘；環境敏感区に関するもの（内部集輸パイプライン建設を含む）	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、重要水生生物の自然産卵場、天然漁場、水土流出重点予防区域及び重点対策区域、砂漠化土地閉鎖保護区； 第三条（三）中の全ての区域
8	陸地天然ガス採掘 0721	新鉱区開発；年間生産能力1億m ³ 以上の炭層ガス採掘；環境敏感区に関するもの（内部集輸パイプライン建設を含む）	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、重要水生生物の自然産卵場、天然漁場、水土流出重点予防区域及び重点対策区域、砂漠化土地閉鎖保護区； 第三条（三）中の全ての区域
五、黑色金属鉱採鉱選鉱業 08					
9	鉄鉱採鉱選鉱 081；マンガン・クロム鉱採鉱選鉱 082；その他黑色金属鉱採鉱選鉱 089	全部（新設又は拡大の単独鉱滓ダムを含む；単独の鉱石破碎、収集運搬を除く；鉱区修復事業を除く）	単独の鉱石破碎、収集運搬； 鉱区修復事業	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
六、有色金属鉱採鉱選鉱業 09					
10	常用有色金属鉱採鉱選鉱 091 ; 貴金属鉱採鉱選鉱 092 ; レアアース鉱採鉱選鉱 093	全部（新設又は拡大の単独鉱滓ダムを含む；単独の鉱石破碎、収集運搬を除く；鉱区修復事業を除く）	単独の鉱石破碎、収集運搬；鉱区修復事業	/	
七、非金属鉱採鉱選鉱業 10					
11	土砂採掘 101（河道の採砂プロジェクトを除く）	環境敏感区に関するもの（単独の鉱石破碎、収集運搬を除く；鉱区修復事業を除く）	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（二）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、基本草原、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、砂漠化土地閉鎖保護区
12	化学鉱物採掘 102；石綿及びその他非金属鉱採鉱選鉱 109	全部（単独の鉱石破碎、収集運搬を除く；鉱区修復事業を除く）	単独の鉱石破碎、収集運搬；鉱区修復事業	/	
13	製塩 103	塩井塩	湖塩、海塩	/	
九、その他採掘業 12					
14	その他採掘業 120	/	環境敏感区に関するもの	その他	第三条（一）中の全ての区域
十、農産食品加工業 13					
15	穀物製粉 131*；飼料加工 132	/	発酵プロセスを含むもの；年間1万トン以上加工するもの	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
16	植物油加工 133*	/	単純な小分け包装、調合を除く	/	
17	製糖業 134*	一日の糖料作物加工能力1000トン以上の原糖生産	その他（単純な小分け包装を除く）	/	
18	食肉処理及び食肉加工 135	年間屠畜肉豚10万頭、肉牛1万頭、肉羊15万頭、家禽類1000万羽以上のもの	その他の屠畜；年間加工量2万トン以上の肉類加工	その他の肉類加工	
19	水産物加工 136	/	魚油抽出及びその製品製造；年間加工量10万トン以上のもの；環境敏感区に關係するもの	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（二）中の全ての区域
20	その他の農産食品加工139	発酵プロセスを含むデンプン、デンプン糖製造を含む	発酵プロセスを含むデンプン、デンプン糖製造を除く；デンプン製品製造、豆製品製造 以上全てで単純な小分け包装を除く	/	
十一、食品製造業 14					
21	飴、チョコレート及び砂糖漬け製造 142*；インスタント食品製造 143*；缶詰食品製*	/	単純な小分け包装を除く	/	
22	乳製品製造 144*	/	単純な混合、小分け包装を除く	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
23	調味料、発酵製品製造 146*	発酵プロセスを含む化学調味料、クエン酸、 リジン、酵母製造；年間生産量2万トン以上 で、かつ発酵プロセスを含む醤油、食酢製造	その他（単純な混合と小 分け包装を除く）	/	
24	その他食品製造 149*	発酵プロセスを含む食品添加剤製造；発酵 プロセスを含む飼料添加剤製造	塩加工；栄養食品製造、保 健食品製造、氷菓及び食 用氷製造、発酵プロセス を除く食品及び飼料添加 剤製造、その他列記して いない食品製造、 以上全てで単純な混合、 小分け包装を除く	/	
十二、酒、飲料及び精製茶製造業 15					
25	酒の製造 151*	発酵プロセスのあるもの（年間生産能力1000 千リットル未満のものを除く）	その他（単純なブレンド を除く）	/	
26	飲料製造 152*	/	発酵プロセスがあり、原 汁生産を行うもの	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
十三、タバコ製品製造業 16					
27	紙巻きたばこ製造 162	/	全部	/	
十四、紡織業 17					
28	綿紡織及び染色仕上加工 171；毛紡織及び染色仕上加工 172；麻紡織及び染色仕上加工 173；絹紡織及び染色仕上加工174；繊維織布及び染色仕上加工 175；メリヤス編み又はクロセ編みの編み物及びその製品製造 176；家庭用布製品製造 177；産業用布製品製造178	洗毛、のり抜き、製糸プロセスがあるもの；染色仕上の前処理、染色、捺染（インクジェット捺染及びデジタル捺染のものを除く）プロセスのもの；有機溶剤を使用したコーティングプロセスがあるもの	インクジェット捺染及びデジタル捺染のもの；有機溶剤に関連する後仕上プロセスがあるもの；ウォータージェット紡織プロセスがあるもの；ウォーターニードル不織布の製造プロセスがあるもの	/	
十五、布製衣服・服飾業 18					
29	織物製衣服製造 181；メリヤス編み又はクロセ編みの衣服製造 182；服飾品製造183	染色、捺染（インクジェット捺染及びデジタル捺染のものを除く）プロセスがあるもの	インクジェット捺染及びデジタル捺染プロセスがあるもの；水洗、砂洗プロセスがあるもの	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
十六、皮革、毛皮、羽毛及びその製品と履物製造業 19					
30	皮革なめし加工 191 ; 皮革製品製造 192 ; 毛 皮なめし及びその製品 加工193	なめし、染色プロセスがあるもの	その他(なめし、染色プロセスのない毛皮 加工を除く;なめし、染色プロセスのない 皮革製品製造を除く)	/	
31	フェザー(ダウン)加工 及びその製品製造 194	/	全部(水洗プロセスのないフェザー(ダ ウン)加工を除く;フェザー(ダウン) 製品製造を除く)	/	
32	履物製造業 195	/	ゴム硫化プロセス、プラスチックを鋳 型に流し込んで成型するプロセスがあ るもの;年間に溶剤型接着剤10トン以 上を使用するか、溶剤型処理剤3トン以 上を使用するもの	/	
十七、木材加工と木、竹、藤、棕櫚、藁製品製造業 20					
33	木材加工 201 ; 木質製 品製造 203	電気メッキプロセスがあるもの;年間に溶 剤型塗料(希釈剤を含む)10トン以上 を使用するもの	年間に溶剤型塗料(希釈剤を含む)10ト ン未満を使用するか、非溶剤型低VOCs 含有塗料10トン以上を使用するもの; 木片乾燥、ボイル、染色等のプロセスが あるもの	/	
34	人工板製造 202	年産20万m ³ 以上のもの	その他	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
35	竹、藤、棕櫚、藁などの製品製造 204	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	張り合わせプロセスを採用しているもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含むもの）10トン未満を使用するか、非溶剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用するもの	/	
十八、家具製造業 21					
36	木質家具製造 211；竹、藤家具製造 212；金属家具製造 213；プラスチック家具製造 214；その他家具製造 219	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる分割、組立を除く；非溶剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用するものを除く）	/	
十九、製紙と紙製品製造業 22					
37	パルプ製造 221；製紙222（古紙再生を含む）	全部（手作り紙、加工紙製造を除く）	手作り紙製造；塗布、液体に浸すプロセス、印刷、接着プロセスがある加工紙製造	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
38	紙製品製造 223	/	塗布、液体に浸すプロセス、印刷、接着プロセスがあるもの	/	
二十、印刷及び記録媒体複製業 23					
39	印刷 231*	年間に溶剤インク10トン以上を使用するもの	その他（レーザー印刷を除く；年間に低VOCs含有インク10トン以下の印刷を除くの）	/	
二十一、文房具、工芸美術、体育及び娯楽用品製造業 24					
40	文房具・事務用品製造 241；楽器製造 242；体育用品製造 244；玩具製造 245；遊具及び娯楽用品製造246	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	ゴム硫化プロセス、プラスチックを鋳型に流し込んで成型するプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン未満使用するものか、或いは非溶剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用するもの；年間に溶剤型接着剤10トン以上を使用するもの、或いは溶剤型処理剤3トン以上を使用するもの。	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
41	工芸美術品及び儀礼用品製造 243	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン未満使用するもの、或いは非溶剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用するもの	/	
二十二、石油、石炭及びその他の燃料加工業 25					
42	石油精製品製造 251；石炭加工 252	全部（単純な物理的分離、物理的精製混合、小分け包装を除く；石炭製品製造を除く；その他の石炭加工を除く）	単純な物理的分離、物理的精製混合、小分け包装（廃水又は揮発性有機物を発生させないものを除く）；石炭製品製造；その他の石炭加工	/	
43	バイオマス燃料加工 254	バイオマス液体燃料生産	バイオマス圧縮成形燃料加工	/	
二十三、化学原料及び化学製品製造業 26					
44	基礎化学原料製造 261；農薬製造 263；塗料、インキ、顔料及び類似製品製造 264；合成材料製造 265；専用化学製品製造 266；爆薬、火工及び花火製造 267	全部（研究開発における試験を含む；単純な物理的分離、物理的精製、混合、小分け包装を除く）	単純な物理的分離、物理的精製、混合、小分け包装（廃水又は揮発性有機物を発生させないものを除く）	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
45	肥料製造 262	化学的方法で生産される窒素肥料、リン肥料、複合肥料	その他	/	
46	日用化学製品製造 268	油脂を原料とする石鹼又は粉石鹼製造（連続鹼化プロセス、油脂加水分解プロセスを採用するものを除く；香料、エッセンス製造 以上は全て単純な混合や小分け包装を除く	連続鹼化プロセス、油脂加水分解プロセスの石鹼又は粉石鹼製造；噴霧乾燥塔における噴霧乾燥プロセスを使った合成衣料用粉洗剤製造；熱反応プロセスを使ったエッセンス製造；パーマ剤、染髪剤製造	/	
二十四、医薬品製造業 27					
47	化学薬品原薬製造 271；化学薬品製剤製造 272；動物用医薬品製造 275；バイオ医薬品製品製造 276	全部（研究開発における試験を含む；単純な薬品配合、小分け包装は含まない；化学薬品製剤製造は含まない）	単純な薬品配合でかつ廃水又は揮発性有機物を発生させないもの；単なる化学薬品製剤製造	/	
48	漢方薬スライス加工 273*；漢方製剤生産 274*	抽出プロセスのあるもの（単なるアルコール抽出、水抽出を除く）	その他（単純なスライス、乾燥、包装を除く）	/	
49	衛生材料及び医薬用品製造 277；薬用サプリメント及び包装材料の製造278	/	衛生材料及び医薬用品製造（単なる組立、分装を除く）；有機合成反応を含む薬用サプリメント製造；有機合成反応を含む包装材料の製造	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
二十五、化学繊維製造業 28					
50	セルロース繊維原料及び繊維製造 281；合成繊維製造 282	全部(単純な紡糸、単純なポリプロピレン繊維製造を除く)	単純な紡糸製造；単純なポリプロピレン繊維製造	/	
51	バイオベース材料製造 283	バイオベース化学繊維製造(単純な紡糸を除く)	単純な紡糸製造	/	
二十六、ゴム及びプラスチック製品製造業 29					
52	ゴム製品製造業 291	タイヤ製造；再生ゴム製造(常圧連続脱硫プロセスを除く)	その他	/	
53	プラスチック製品製造業 292	再生プラスチックを原料として生産するもの；電気メッキプロセスを有するもの；年間に溶剤型接着剤10トン以上を使用するもの；年間に溶剤型塗料(希釈剤を含む)10トン以上を使用するもの	その他(年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く)	/	
二十七、非金属鉱物製品製造業 30					
54	セメント、石灰及び石膏製造 301	セメント製造(セメント粉砕プラントを除く)	セメント粉砕プラント；石灰及び石膏製造	/	
55	石膏、セメント製品及び類似製品製造 302	/	商品コンクリート；コンクリート構造部材製造；セメント製品製造	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
56	煉瓦、石材などの建築材料製造 303	/	粘土煉瓦及び建築用ブロック製造；建築用石加工；防水建築材料製造；断熱材と遮音材製造；その他建築材料製造（ドライモルタル混合プラントを含む） 以上全てで石材板を用いて切断、研磨、成型するものを除く。	/	
57	ガラス製造 304；ガラス製品製造 305	板ガラス製造	特殊ガラス製造；その他ガラス製造；ガラス製品製造（電気加熱するものを除く；単に切断、研磨、成型するだけのものを除く）	/	
58	ガラス繊維とガラス繊維増強プラスチック製品製造 306	/	全部	/	
59	セラミック製品製造 307	高汚染燃料を使用するもの（高汚染燃料とは国環規大気（2017）2号「高汚染燃料リスト」に規定する燃料をいう）	高汚染燃料を使用しないセラミック製品製造；高汚染燃料を使用しない年産150万件以上の衛生セラミック製品製造；高汚染燃料を使用しない年産250万件以上の日用セラミック製品製造	/	
60	耐火材料製品製造 308；グラファイト及びその他の非金属鉱物製品製造 309	石綿製品；焙焼したグラファイト、炭素を含む製品	その他	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
二十八、黒色金属製錬及び圧延加工業 31					
61	製鉄 311	全部	/	/	
62	製鋼 312；合金鉄製錬 314	全部	/	/	
63	鋼圧延加工 313	年産50万トン以上の冷間圧延	その他	/	
二十九、有色金属製錬及び圧延加工業 32					
64	常用有色金属製錬 321；貴金属製錬 322；レアアース製錬 323；有色金属合金製造 324	全部（単体の金属の混合・再溶解によって生産した合金を利用するものを除く）	/	/	
65	有色金属圧延加工 325	/	全部	/	
三十、金属製品製造業 33					
66	構造用金属製品製造 331；金属工具製造 332；コンテナ及び金属包装容器製造 333；金属ロープ及びその製品製造 334；建築、安全用金属製品製造 335；琺瑯製品製造 337；金属製日用品製造 338	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる分割、溶接、組立を除く；年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
67	金属表面処理及び熱処理加工 336	電気メッキプロセスがあるもの；不動態化プロセスのある溶融亜鉛メッキ；有機被膜を使用するもの（粉末噴霧、プラスチック噴霧、プラスチック浸漬及び電気泳動を除く；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以下を使用するもの及び非溶剤型低VOCs含有塗料を使用するものを除く）	その他（年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	
68	鋳造及びその他金属製品製造 339	年産10万トン以上の黒色金属鋳造；年産10万トン以上の有色金属鋳造	その他（単なる分割、溶接、組立を除く）	/	
三十一、汎用設備製造業 34					
69	ボイラー及び原動機製造 341； 金属加工機械製造 342；荷役機械製造 343；ポンプ、バルブ、コンプレッサー及び類似機械製造 344；軸受、歯車及び伝動部品製造 345；乾燥炉、送風機、包装など設備製造 346；文化、事務用機械製造 347；汎用部品製造 348；その他汎用設備製造業 349	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる分割、溶接、組立を除く；年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類	報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区	
三十二、専用設備製造業 35					
70	採鉱、冶金、建築専用設備製造 351； 化学工業、木材、非金属加工専用設備製造 352； 食品、飲料、たばこ及び飼料生産専用設備製造 353； 印刷、製薬、日用化学品及び日用品生産専用設備製造 354； 紡織、衣服及び皮革加工専用設備製造 355； 電子及び電気工事機械専用設備製造 356； 農、林、牧、漁専用機械製造 357； 医療機器設備及び器具製造 358； 環境保護、郵政、社会公共サービス及びその他専用設備製造 359	電気メッキプロセスがあるもの； 年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる分割、溶接、組立を除く； 年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
三十三、自動車製造業 36					
71	完成車製造 361；自動車用エンジン製造 362；改造自動車製造 363；低速自動車製造 364；路面電車製造 365；自動車ボディ、トレーラー製造 366；自動車部品及び付属品製造 367	完成車製造（単なる組立を除く）；自動車用エンジン製造（単なる組立を除く）；電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	
三十四、鉄道、船舶、航空宇宙及びその他の輸送設備製造業 37					
72	鉄道輸送設備製造 371；市内軌道交通設備製造 372	機関車、車両、高速鉄道車両、市内軌道交通設備製造；エンジン生産；電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
73	船舶及び関連装置製造373	造船、解体、修理工場；電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる組立を除く；木造船の建造及び保守修理を除く；年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	
74	航空機、宇宙船及び設備製造 374	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	
75	オートバイ製造 375	オートバイ完成車製造（単なる組立を除く）；エンジン製造（単なる組立を除く）；電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
76	自転車及び車椅子製造 376；補助原動機付き自転車製造 377；オフロードRV車及び部品・付属品製造 378；水難救助及びその他列記していない輸送設備製造 379	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる分割、溶接、組立を除く；年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	
三十五、電気機械及び器具製造業 38					
77	電動機製造 381；送配電及び制御設備製造 382；電線、ケーブル、光ケーブル及び電気器具製造 383；電池製造 384；家電製品製造 385；非電化家庭用器具製造 386；照明器具製造 387；その他電気機械及び器具製造 389	鉛蓄電池製造；太陽電池生産；電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる分割、溶接、組立を除く；年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン未満を使用するものを除く）	/	
三十六、計算機、通信及びその他の電子機器製造業 39					
78	計算機製造 391	/	表示デバイス製造；集積回路製造；有機溶剤を使用するもの；酸洗プロセスのあるもの 以上全てで単なる分割、溶接、組立は含まない。	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
79	スマート消費設備製造 396	/	全部（単なる分割、溶接、組立を除く）	/	
80	電子デバイス製造 397	/	表示デバイス製造；集積回路製造；有機溶剤を使用するもの；酸洗浄プロセスのあるもの 以上全てで単なる分割、溶接、組立は含まない。	/	
81	電子部品及び電子専用材料製造 398	半導体材料製造；電子化学工業材料製造	プリント基板製造；電子専用材料製造（電子化学工業材料製造を除く）；有機溶剤を使用するもの；酸プロセスのあるもの 以上全てで単なる分割、溶接、組立は含まない。	/	
82	通信設備製造 392；ラジオ・テレビ設備製造 393；レーダー及び関連設備製造 394；非専門的視聴覚機器製造 395；その他電子機器製造 399	/	全部（単なる分割、溶接、組立を除く）	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
三十七、機器・計器製造業 40					
83	汎用機器・計器製造 401；専用機器・計器製造 402；時計と計時装置製 造 403；光学機器製造 404；計量器製造 405； その他機器・計器製造業 409	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	その他（単なる分割、溶接、組立を除く；年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用するものを除く）	/	
三十八、その他製造業 41					
84	日用雑貨製造 411；その他列記していない製造業 419	電気メッキプロセスがあるもの；年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン以上を使用するもの	年間に溶剤型塗料（希釈剤を含む）10トン未満を使用するもの；又は年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用するもの	/	
三十九、廃棄資源総合利用業 42					
85	金属スクラップ及び碎片加工処理 421；非金属スクラップ及び碎片加工処理422（421と422のどちらにも有害廃棄物原料を除く）	廃電池、廃油加工処理	廃電気電子製品、廃自動車類、廃電動機、廃電線ケーブル、廃鋼、鉄くず、金属及び金属化合物の鉍灰と残渣、非鉄金属のくずと碎片、廃プラスチック、廃タイヤ、廃船、水洗プロセスを含むその他のスクラップと碎片加工処理（農業生産から排出された廃苗トレイ、フィルムの破砕及び洗浄プロセスのものを除く）	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
四十、金属製品、機械及び設備修理業 43					
86	金属製品修理 431 ; 汎用設備修理 432 ; 専用設備修理 433 ; 鉄道、船舶、航空宇宙 など輸送設備修 理 434 ; 電気設備修 理435 ; 機器・計器修 理436 ; その他機械及び 設備修理業 439	電気メッキプロセスがあるもの ; 年間に 溶剤型塗料 (希釈剤を含む) 10トン以上 を使用するもの	年間に溶剤型塗料 (希釈剤を含む) 10ト ン未満を使用するもの ; 又は年間に非溶 剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用す るもの	/	
四十一、電力、熱の生産・供給業 44					
87	火力発電 4411 ; 熱電併 給4412 (4411及び4412 のそれぞれについて生 活ごみ混焼、汚泥混焼 発電を含む)	火力発電及び熱電併給 (発電ユニットの省エ ネ改造を除く ; ガス火力発電を除く ; 単純 な廃熱、廃圧、廃ガス利用 (炭鉱ガスを含 む) 発電を除く)	ガス火力発電 ; 単純な廃ガス利用 (炭 鉱ガスを含む) 発電	/	
88	水力発電 4413	総設備容量1000 kW以上の通常の水力発電 (単なる発電設備を交換して効率を拡大するプ ロジェクトを除く) ; 揚水発電所 ; 環境敏感区 に関するもの	その他	/	第三条 (一) 中の全ての区域 ; 第三条 (三) 中の (一) 以外の 生態保護レッドライン管理規 制範囲、重要水生生物の自然 産卵場、餌場、越冬地と回遊ル ート
89	バイオマス発電 4417	生活ごみ発電 (生活ごみ混焼発電を除 く) 、汚泥発電 (汚泥混焼発電を除く)	農林バイオマス、バイオガス、ランド フィルガスを利用して発電するもの	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
90	陸上風力発電 4415；太陽エネルギー発電 4416（住宅用太陽光発電を除く）；その他電力生産 4419（海上の潮汐エネルギー、波力エネルギー、温度差エネルギーを利用した発電を除く）	環境敏感区に関する総設備容量5万kW以上の陸上風力発電	陸地での地熱、太陽熱などを利用した発電；地上集中型太陽光発電プラント（総設備容量6000kW超、かつ電圧等級10kV以上に接続）；その他風力発電	その他太陽光発電	第三条（一）中の全ての区域； 第三条（三）中の全ての区域
91	熱生産・供給 443（建設事業者の自家用熱供給プロジェクトを除く）	石炭・石油ボイラー総設備容量65トン/時間（45.5MW）超のもの	石炭・石油ボイラー総設備容量65トン/時間（45.5MW）以下のもの；天然ガスボイラー総設備容量1トン/時間（0.7MW）以上のもの；その他の高汚染燃料を使用するもの（高汚染燃料とは国環規大気（2017）2号「高汚染燃料リスト」に規定する燃料をいう）	/	
四十二、ガスの生産・供給業 45					
92	ガス生産・供給業 451（供給設備を除く）	ガス生産	/	/	
93	バイオマスガス生産・供給業 452（供給設備を除く）	/	全部	/	
四十三、水の生産・供給業 46					
94	水道水の生産・供給 461（供給設備を除く；村落給水設備を除く）	/	全部	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
95	汚水処理及びその再生利用 462	日処理量10万トン以上の都市農村汚水 処理プロジェクトの新增設；集中工 業廃水処理プロジェクトの新增設	日処理量10万トン未満500トン 以上の生活汚水プロジェクト の新增設；その他工業廃水処理プ ロジェクトの新增設（建設事業 者の自家用で単に生活汚水を 処理するものを除く；排水の地 表水域への間接排出で、かつ重 金属を排出しないものを除く）	/	
96	海水淡水化処理 463； その 他の水処理、利用及び分配 469	/	全部	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
四十四、不動産業 70					
97	不動産開発、ホテル、旅館、オフィス用建物、標準工場建屋など	/	環境敏感区に関するもの	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地；第三条（三）中の保護対象文化財，標準工場建屋に対して第三条（三）中の居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務などを主な機能とする区域を追加
四十五、研究と試験開発 73					
98	専門実験室、研究開発（試験）基地	P3、P4生物学的安全性実験室；遺伝子組替実験室	その他（実験による廃気、廃水、危険廃棄物を排出しないものを除く）	/	
四十六、専門技術サービス業 74					
99	陸地鉱産資源地質調査（石油・天然ガス資源探査を含む）；二酸化炭素の地中貯留	/	全部	/	
四十七、生態保護と環境管理業 77					
100	脱硫、脱硝、集じん、VOCs対策などの大気汚染対策	/	/	全部	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
101	危険廃棄物（医療廃棄物を除く）利用と処分	危険廃棄物の利用及び処分（排出組織内部で回収・再利用するものを除く；単純な収集・貯蔵を除く）	その他	/	
102	医療廃棄物処分；病死及び病害動物無害化処理	医療廃棄物の集中処分（単独収集・貯蔵のものを除く）	その他	/	
103	一般的な工業固形廃棄物（汚水処理汚泥を含む）、建築廃棄物の処分及び综合利用	一般的な工業固形廃棄物（汚水処理汚泥を含む）の埋立、焼却（セメントキルンの共同処分の改造プロジェクトを除く）方式をとるもの	その他	/	
104	土石流など地質災害対策プロジェクト（応急対策、応急危険除去プロジェクトを除く）	/	環境敏感区に関する特大土石流地質災害対策プロジェクト	その他（環境敏感区に 関係しない 小型土石流地質災害対策プロジェクトを除く）	第三条（一）中の全ての区域
四十八、公共施設管理業 78					
105	生活ごみ（厨芥を含む）中継所	/	日中継能力150トン以上	/	
106	生活ごみ（厨芥を含む）集中処分	埋立方式をとるもの；その他の処分方式日処分能力50トン以上	その他の処分方式日処分能力50トン未満10トン以上	その他の処分方式日処分能力10トン未満1トン以上	
107	糞便処理プロジェクト	/	日処理量50トン以上	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類	報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区	
四十九、衛生 84					
108	病院 841；専門疾患予防治療研究院（所 ステーション） 8432；母子保健院（所、ステーション） 8433；救急センター（ステーション） サービス 8434；血液センターサービス 8435；プライマリーヘルスケアサービス 842	入院病床500床以上の新增設	その他（入院病床20床未満を除く）	入院病床20床未満（入院病床20床を除く）	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
109	疾病予防管理センター 8431	新設	その他	/	
五十、社会事業とサービス業					
110	学校、福利院、養老院(建築面積5000㎡以上)	/	環境敏感区に関する 新增設;化学、生物など の実験室のある学校	/	第三条(一)中の全ての区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、野生動物重要生息地、重点保護野生植物生長繁殖地
111	卸売、小売市場	/	環境敏感区に関するもの	/	第三条(一)中の全ての区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、野生動物重要生息地、重点保護野生植物生長繁殖地;第三条(三)中の保護対象文化財
112	ゴルフ場、スキー場、狩猟場、自動車競技場、競馬場、射撃場、水上運動センターなど	ゴルフ場	環境敏感区に関するもの	その他	第三条(一)中の全ての区域;第三条(二)中の全ての区域;第三条(三)中の保護対象文化財

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
113	展示場、博物館、美術館、映画館、コンサートホール、文化会館、図書館、文書館、記念館、競技場、体育館など(村落文化競技場所を除く)	/	環境敏感区に関するもの	/	第三条(一)中の全ての区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理、規制範囲、永久基本農地、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、野生動物重要生息地、重点保護野生植物生長繁殖地
114	公園(動物園、テーマパークを含む;都市公園、植物園、村落公園を除く);人工湖、人工湿地	特大、大型テーマパーク;容積500万立方メートル以上の人工湖、人工湿地;環境敏感区に関する容積5万立方メートル以上500万立方メートル未満の人工湖、人工湿地;年間給水量が引水河川の自然な年間流量の1/4以上を占める人工湖、人工湿地	その他の公園;環境敏感区に関係しない容積5万立方メートル以上500万立方メートル未満の人工湖、人工湿地;環境敏感区に関する容積5万立方メートル未満の人工湖、人工湿地	環境敏感区に関係しない容積5万立方メートル未満の人工湖、人工湿地	第三条(一)中の全ての区域
115	観光開発	/	ケーブルカー、ロープウェイ建設	その他	
116	撮影基地建設	環境脆弱区域に関するもの	その他	/	第三条(一)中の全ての区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、野生動物重要生息地、重点保護野生植物生長繁殖地;第三条(三)中の全ての区域
117	フィルム現像工場	/	全部	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
118	自動車教習所、バスターミナル、長距離旅客ターミナル、大型駐車場、自動車検査場	/	環境敏感区に関するもの	/	第三条(一)中の全ての区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、基本草原、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林、野生動物重要生息地、重点保護野生植物生長繁殖地;第三条(三)中の保護対象文化財
119	ガソリンスタンド、ガススタンド	/	都市建成区におけるガソリンスタンドの新增設;環境敏感区に関するもの	/	第三条(一)中の全ての区域
120	洗車場	/	危険化学品輸送車両洗淨場	/	
121	自動車、オートバイ修理場所	/	営業面積5000㎡以上で、かつ溶剤型塗料を使用するもの;営業面積5000㎡以上で、かつ年間に非溶剤型低VOCs含有塗料10トン以上を使用するもの	/	
122	火葬場、陵墓、共同墓地	/	火葬場;環境敏感区に関するもの	/	第三条(一)中の全区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、基本農地保護区
123	動物病院	/	動物の頭蓋腔、胸腔、腹腔の手術施設のないもの	/	
五十一、水利					
124	貯水池	貯水容量1000万㎡以上のもの;環境脆弱地区に関するもの	その他	/	第三条(一)中の全区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵地、餌場、越冬地と回遊ルート
125	灌漑プロジェクト(水源プロジェクトを除く)	環境敏感区に関するもの	その他(高基 地 農地、点滴灌漑など節水改造プロジェクトを除く)	/	第三条(一)中の全区域;第三条(三)中の(一)以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵地、餌場、越冬地と回遊ルート

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
126	導水プロジェクト	流域を跨ぐ水調達；大中型河川導水；小型河川の年総取水量が年間河川流量の1/4以上のもの；環境敏感区に関するもの（飲用水源保護区に関連する貯水池に設置する導水プロジェクトを除く）	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート
127	治水プロジェクト	新設大中型	その他（小型溝渠の法面保護工を除く；市鎮の水門、排水機場を除く）	市鎮の水門、排水機場	
128	河川・湖沼改修（農村の溜池、水路を除く）	環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要湿地、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート
129	地下水採掘（農村分散式家庭生活水道水用井戸を除く）	日取水量1万m ³ 以上；環境敏感区に関するもの（供水規模を新增しないもの、供水対象を変えない改造プロジェクトを除く）	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要湿地

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
五十二、交通運輸業、パイプライン運輸業					
130	等級道路（保守管理を除く、救命救助、緊急連絡プロジェクト及び国防交通保障プロジェクトを除く、四級道路の改修・拡張を除く）	30km超の二級以上の等級道路新設；環境敏感区に関係する二級以上の等級道路新設	その他（付属施設、環境敏感区に関係しない三級、四級道路を除く）	付属施設、環境敏感区に関係しない三級、四級道路	第三条（一）中の全ての区域；第三条(二)中の全ての区域；第三条（三）中の全ての区域
131	都市道路（保守管理を除く、わき道、歩行者用陸橋、歩行者用地下道を除く）	/	高速道路、幹線道路；都市内の橋、トンネル	その他	
132	鉄道新增設	鉄道新增設（30km以下の鉄道連絡線と30km以下の鉄道専用線を除く）新設；環境敏感区に関するもの	30 km以下鉄道連絡線と30 km以下鉄道専用線	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条(二)中の全ての区域；第三条（三）中の全ての区域
133	鉄道改築	200km以上の電化（線路と駅に調整が発生しないものを除く）	その他	/	
134	鉄道ハブ	環境敏感区に関係するハブの新設	その他（追加の土地占有がない既存のハブのいくつかの線路の改築を除く）	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条(二)中の全ての区域；第三条（三）中の全ての区域
136	空港	新設；移設；航空業務量を増加させる飛行エリアの拡大	その他	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
137	航空管制所、給油施設、整備など付属施設	/	給油施設；環境敏感区に関するもの	その他	第三条（三）中の居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務などを主な機能とする区域
138	石油、天然ガス、液体化学製品埠頭	新設；海岸線、水工構築物、取扱量、保管輸送量を増加させる拡張；積み卸し貨物種の変化をとともう拡張	その他	/	
139	ドライバルク（石炭、鉱石を含む）雑貨、多用途、汎用埠頭	一つのバースが1000トン級以上の内陸港；一つのバースが1万トン級以上の沿岸港；環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、天然漁場
140	コンテナ専用埠頭	一つのバースが3000トン級以上の内陸港；一つのバースが3万トン級以上の沿岸港；危険品、化学品に関するもの；環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、天然漁場

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
141	RORO船、客船、作業船、ヨット埠頭	環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、天然漁場
142	鉄道連絡船埠頭	環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、天然漁場
143	航路構造物、水運補助施設	路構造物の新増設；環境敏感区に関する防波堤、閘門、ナビゲーション建築物	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、天然漁場
144	水路・水力発電兼用施設	全部	/	/	
145	中心漁港埠頭	環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、重要水生生物の自然産卵場、餌場、越冬地と回遊ルート、天然漁場
146	都市（鎮）配管網及び管廊建設（給水管を除く；光ファイバーを除く；1.6メガパスカル以下の天然ガス管を除く）	/	環境敏感区に関する新設	その他	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、永久基本農地、森林公園、ジオパーク、重要湿地、天然林

環境影響評価分類 プロジェクト分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
147	原油、精製油、天然ガス パイプライン（都市天然 ガスパイプラインを除く； 市鎮ガスパイプラインを除く； 企業工場内の配管を除く）	環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域； 第三条（三）中の（一）以外 の生態保護レッドライン管理 規制範囲、永久基本農地、森 林公園、ジオパーク、重要湿 地、天然林；第三条（三）中 の全ての区域
148	危険化学品輸送パイプ ライン（企業工場内の 配管を除く）	環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の全ての区域； 第三条（三）中の（一）以外 の生態保護レッドライン管理 規制範囲、永久基本農地、森 林公園、ジオパーク、重要湿 地、天然林；第三条（三）中 の全ての区域
五十三、積み卸し運搬及び倉庫業					
149	危険品保管594（ガソ リンスタンドの石油貯 蔵庫を除く；ガスタ ンドのガス貯蔵庫を除 く）	総設備容量20万m ³ 以上の石油貯蔵庫（石油 製品埠頭の後方に配置される石油貯蔵庫を 含む）；地下石油貯蔵庫；地下ガス貯蔵庫	その他（有毒、有害、危険 品の保管を含む；液化天然 ガス貯蔵庫を含む）	/	

環境影響評価分類 プロジェクト分類	報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区	
五十四、海洋プロジェクト					
150	海洋鉱物資源探査開発及びその付属工事	新鉱区石油・天然ガス開発及びその付属工事；汚水日排出量1000m ³ 以上又は年産油量20万トン以上の海洋石油・天然ガス開発及びその付属工事；20キロメートル以上の単線パイプラインのトレンチ埋設又は環境敏感区の石油・天然ガスパイプライン、電気（光）ケーブルの工事；海洋（海底）鉱産資源開発（包括天然ガス水和物開発；海砂採取、岩塩・塩水開発；海底温泉開発；海底地下水開発などの工事）	その他（海洋石油・天然ガス探査プロジェクト、環境敏感区外で汚染排出量が原環境影響評価で承認された排出総量を超えない海洋石油・天然ガス調整井工事を除く；石油・天然ガス採掘工事のために設置される海底送水管及び無毒無害物質輸送管、電気（光）ケーブルの現地処分工事を除く）	海洋石油・天然ガス探査プロジェクト；環境敏感区外で汚染排出量が原環境影響評価で承認された排出総量を超えない海洋石油天然ガス調整井工事；石油・天然ガス採掘工事のために設置される海底水輸送及び無毒無害な材料のパイプライン、電気（光）ケーブルの現地処分工事	第三条（一）中の自然保護区、海洋特別保護区；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、海洋公園、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、閉鎖及び半閉鎖海域

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
151	海洋エネルギー開発利用 工事	設備容量20メガワット以上の潮汐発電、波浪発電、温度差発電、海洋バイオマスエネルギーなどの海洋エネルギー開発利用、輸送設備及びネットワーク工事；総設備容量5万KW以上の海上風力発電工事並びにその輸送設備及びネットワーク工事；環境敏感区に関するもの	その他 潮汐発電、波浪発電、温度差発電、海洋バイオマスエネルギーなど 海洋エネルギー開発利用、輸送設備及びネットワーク工事；地熱発電；太陽光発電工事並びにその輸送設備及びネットワーク工事；その他海上風力発電工事並びにその輸送設備及びネットワーク工事	/	第三条（一）中の自然保護区、海洋特別保護区；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、海洋公園、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、閉鎖及び半閉鎖海域
152	海底トンネル、パイプライン、電気（光）ケーブル工事	海底トンネル工事；20キロメートル以上の単線パイプラインのトレンチ埋設の海上及び海底電気（光）ケーブル工事、海上及び海底の送水管工事、天然ガス及び無毒無害物質輸送管工事；長さ1km以上の海上及び海底の有毒有害及び危険物質輸送管などの工事；環境敏感区に関する海底パイプライン、電気（光）ケーブル工事	その他（無毒無害物質の海底輸送パイプライン及び電気（光）ケーブルの埋め殺し処置）	無毒無害物質の海底輸送パイプライン及び電気（光）ケーブルの埋め殺し処置	第三条（一）中の自然保護区、海洋特別保護区；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、海洋公園、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、閉鎖及び半閉鎖海域
153	海上橋梁工事	非単スパン、長さ0.1km以上の道路、鉄道橋梁工事；環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（一）中の自然保護区、海洋特別保護区；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、海洋公園、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、閉鎖及び半閉鎖海域

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
154	干拓工事及び海上堤防工事	干拓工事；長さ0.5km以上の海上堤防工事	その他	/	
155	マリンエンターテインメントとスポーツ、マリンランドスケープ開発	汚水日排出量200立方メートル以上のマリンエンターテインメントとスポーツ、マリンランドスケープ開発	汚水日排出量200立方メートル未満のマリンエンターテインメントとスポーツ、マリンランドスケープ開発	/	
156	海洋人工魚礁	固形物質（かさ密度）投入量5万m ³ 以上のもの	固形物質（かさ密度）投入量 5万 m ³ 未満5000m ³ 以上のもの；環境敏感区に関するもの	その他	第三条（一）中の生態保護レッドライン、自然保護区、海洋特別保護区；第三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、海洋公園、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、重要水生生物の自然産卵場、餌場、閉鎖及び半閉鎖海域

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
157	海上と海底の資材保管施設工事	海上及び海底の資材保管施設などの工事及びその廃棄と撤去など；原油、精製油、天然ガス（LNG、LPGを含む）、化学品及びその他危険品、その他の物質の保管、貯蔵、輸送などの施設の工事及びその廃棄と撤去など；取扱量（貯蔵量）50万トン（万m ³ ）以上の石炭灰と廃棄物保管施設工事、海洋空間資源利用などの施設工事	その他	/	
158	海洋生態系修復工事	工事量10万m ³ 以上の浚渫、砂浜のフラット化工事；環境敏感区に関する堰堤撤去、臨時の囲い堰など流体力学条件の変化を生じる工事	作業量10万m ³ 未満の浚渫、砂浜のフラット化工事；環境敏感区に係るその他海洋生態系修復工事	環境敏感区に関係しない干拓地・養殖池・堤防の撤去による海岸再生など近岸構造物の撤去工事；マングローブ、藻場、マツナなどの植栽；珊瑚礁、牡蠣礁などの修復移植	第三条（一）中の生態保護レッドライン、自然保護区、海洋特別保護区；三条（三）中の（一）以外の生態保護レッドライン管理規制範囲、海洋公園、重点保護野生動物生息地、重点保護野生植物生長繁殖地、閉鎖及び半閉鎖海域

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
159	海洋排出プロジェクト	低放射性廃液海洋排出；汚水日排出量10万 m ³ 以上の市鎮生活污水下水管工事；日排出量0.5万 m ³ 以上の工業廃水排出工事	その他	/	
160	その他海洋工事	工事量10万 m ³ 以上の疏浚（航路工事を除く）、土砂採掘など水中採掘工事；海底発破、岩礁破碎（岩）量0.2万 m ³ 以上の水下岩礁破碎及び発破工事	その他	/	
五十五、核と放射線					
161	送変電プロジェクト	500kV以上；環境敏感区に関する330 kV以上のもの	その他（100kV未満を除く）	/	第三条（一）中の全ての区域；第三条（三）中の居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務などを主な機能とする区域
162	ラジオ局、中継局	中波50 k W以上；短波100 k W以上；環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（三）中の居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務などを主な機能とする区域
163	テレビ局、テレビ塔	環境敏感区に関する100 k W以上のもの	その他	/	第三条（三）中の居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務などを主な機能とする区域
164	衛星放送地上局	環境敏感区に関するもの	その他	/	第三条（三）中の居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務などを主な機能とする区域

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
165	レーダー	環境敏感区に関する	その他	/	第三条（三）中の居住、医療衛生、文化教育、科学研究、行政事務などを主な機能とする区域
166	無線通信	/	/	全部	
167	原子動力プラント（原子力発電所、原子力熱電併給発電所、原子力蒸気・熱供給プラントなど）、原子炉（研究炉、実験炉、臨界装置など）；核燃料生産、加工、貯蔵、後処理施設；放射性廃棄物貯蔵、処理又は処分施設；上述のプロジェクトの廃止措置。	新增設、廃止	主な生産プロセス又は安全上重要構造物の重大な変更，ただし放射線源が顕著に増加しないもの；未臨界装置の新增設、廃止	原子力施設管理区域内に新設する放射能を帯びない実験室、試験装置、修理工場、倉庫、事務施設など	
168	放射性廃棄物の貯蔵、処理、処理施設	新增設、廃止；放射性廃棄物の処理施設の閉鎖	独立的放射性廃棄物貯蔵施設	/	
169	ウラン鉱採掘、製錬；その他の方式によるウラン抽出	新增設、廃止	その他（工業試験を含む）	/	
170	ウラン鉱地質調査、廃鉱対策	/	全部	/	

環境影響評価分類		報告書	報告表	登録表	関係する環境敏感区
プロジェクト分類					
171	放射性鉱石に随伴	採鉱選鉱、製錬	その他（放射能汚染対策を含む）	/	
172	原子力技術利用建設プロジェクト（許可済みの場所で許可済みの活動の種類を超えず、許可済みの範囲等級以下の核種又は放射線装置を追加する場合を除く）	放射性同位元素の生産（PET用放射性薬物の調製を除く）；I類放射線源の使用（医療用使用を除く）；I類放射線装置の販売（建造を含む）使用；甲級非密封放射性物質作業場所。以上のプロジェクトの増改築（許可済みの場所で許可済みの活動の種類を超えず、許可済みの範囲等級以下の核種又は放射線装置、かつ増設規模が元の規模の50%を超えないものを除く）	PET用放射性薬物の調製；I類放射線源の医療使用；II類、III類放射線源の使用；II類放射線装置の生産、使用；乙、丙級非密封放射性物質作業場所（医療機関の埋め込み用放射性粒子源使用を除く）；野外で行う放射性同位元素トレーサー試験。以上のプロジェクトの増改築（許可済みの場所で許可済みの活動の種類を超えず、許可済みの範囲等級以下の核種又は放射線装置のものを除く）	I類、II類、III類、IV類、V類放射線源の販売；IV類、V類放射線源の使用；医療機関の埋め込み用放射性粒子源の使用；非密封放射性物質の販売；II類放射線装置の販売；III類放射線装置の生産、販売、使用	
173	原子力技術利用プロジェクト廃止措置	放射性同位元素の生産（PET用放射性薬物の調製を除く）；甲級非密封放射性物質作業場所	PET用放射性薬物の調製；乙級非密封放射性物質作業場所でI類、II類、III類放射線源を使用する場所に汚染がある場合；I類、II類放射線装置を使用する装置（X線装置と粒子エネルギーが10meV以下の電子加速器を除く）に汚染がある場合	丙級非密封放射性物質作業場所；I類、II類、III類放射線源を使用する場所に汚染がない場合	

説明：

1. リストのプロジェクト分類の後の番号は、「国民経済産業分類」(GB / T 4754-2017) 及び第 1 号改正の産業コードである。
2. リストの中で言及される規模とは、全て新規追加分の規模を指す。
3. 単純な混合とは、化学反応が発生しない物理的混合過程を指す。小分け包装とは、大包装から小包装に変えることである。
4. 表中の“*”記号は、工業建築の中で生産を行う建設プロジェクトを指す。工業建築の定義は「構造物設計基本用語基準」(GB/T 50083-2014) で、生産用に提供される作業場、工場前部建屋、生活エリア、発電所、倉庫、輸送施設など各種の建築物であるとされている。
5. 「中華人民共和国環境保護税法实施条例」を参照し、都市及び地方の污水集中処理プロジェクトの建設とは、社会公衆に提供する生活污水处理サービスのプロジェクトを言う。工業団地、開発区等の工業集積区域内の企業事業組織その他の生産経営者が提供する污水处理サービスのプロジェクト、及び建設事業者自身が建設して使用する污水处理プロジェクトは含まない。
6. 化学メッキ、陽極酸化などのプロセスには本リスト中の電気メッキプロセスに関する規定を適用する。

別添2 建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン 通則

建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン 通則

Technical guideline for environmental impact

assessment of construction project

General Programme

本電子版は公布稿である。中国環境科学出版社が出版する正式テキストに依拠されたい。

2016 - 12 - 8 公布

2017 - 1 - 1 実施

環 境 保 護 部 公布

前 文

「中華人民共和国環境保護法」「中華人民共和国環境影響評価法」と「建設プロジェクト環境保護管理条例」を貫徹し、建設プロジェクト環境影響評価作業を指導するために、建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドラインを制定する。

本基準は「環境影響評価技術ガイドライン 通則」（HJ 2.1-2011）の改訂であり、主な改訂内容は以下のとおりである。

- 基準の名称を「建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン 通則」に変更した。
- 環境影響評価作業手順の中で、住民参加と環境影響評価文書作成作業を分離した。
- 建設プロジェクトの資源エネルギー利用政策、国家産業政策との整合性及び資源利用合理性分析の内容を簡略化した。
- クリーナープロダクションと循環経済、汚染物質総量規制に関する評価要求を簡略化した。
- 社会環境の現況調査と評価に関する内容を削除した。
- 付録A 建設プロジェクト環境影響報告書の作成要求を削除した。
- 環境影響予測の科学性と規範性、環境保護措置の有効性及び環境管理とモニタリング要求を強化した。
- 汚染源強度計算技術ガイドラインを建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン体系に加え、工程分析の部分に汚染源強度計算の内容を入れた。
- 環境影響評価の結論に環境影響実行不可能の結論の判定要求を追加した。本基準は環境保護部環境影響評価司、科学技術標準司が改訂を行った。本基準の起草機関は、環境保護部環境工程評価センターである。

本基準は環境保護部が 2016 年 12 月 6 日に批准した。

本基準は 2017 年 1 月 1 日より実施する。本基準は環境保護部が解釈する。

目 次

前文	94
1 適用範囲.....	96
2 用語と定義.....	96
3 総則.....	96
4 建設プロジェクトの工程分析.....	100
5 環境現況調査と評価.....	101
6 環境影響予測と評価.....	102
7 環境保護措置とその実行可能性論証.....	103
8 環境影響経済損益分析.....	103
9 環境管理とモニタリング計画.....	103
10 環境影響評価の結論.....	104

1 適用範囲

本基準は建設プロジェクト環境影響評価の一般的原則、共通規則、作業手順、作業内容及び関連する要求について規定する。

本基準は環境影響報告書と環境影響報告表を作成する必要がある建設プロジェクト環境影響評価に適用する。

2 用語と定義

以下に列記する用語と定義を本基準に適用する。

2.1 環境要素 (Environmental elements)

環境全体を構成するそれぞれ独立し、性質が異なり、かつ全体の変化法則に従う基本的物質組成を指し、環境マトリックスとも呼ばれる。一般に大気、水、音、振動、生物、土壌、放射能、電磁波などを指す。

2.2 累積影響 (Cumulative impact)

一種の活動の影響と過去、現在及び将来に予見可能な活動の影響が重なったときに生ずる環境影響の結果を指す。

2.3 環境保護目標 (Environmental protection objects)

環境影響評価範囲内の環境敏感区と特殊な保護を必要とする対象を指す。

2.4 汚染源 (Pollution Sources)

環境汚染を発生させる汚染物質発生源を指す。一般に環境中に有害物質を排出し、又は環境に有害影響が生じる場所、設備又は装置などを指す。

2.5 汚染源強度計算 (Accounting for Pollution Sources Intensity)

実行可能な方法を採用して確定した建設プロジェクトの単位時間内の汚染物質の発生量又は排出量を指す。

3 総則

3.1 環境影響評価原則

環境影響評価の発生源予防作用を重視し、環境質の保護と改善を堅持する。

a) 法に従った評価

我が国の環境保護関連法令、基準、政策、計画などを完全遂行し、プロジェクト建設を最適化し、環境管理に奉仕する。

b) 科学的評価

環境影響評価方法を規範化し、プロジェクト建設の環境質への影響を科学的に分析する。

c) 重点強調

建設プロジェクトの工事内容とその特徴に基づき、環境要素との間の作用反応関係を明確にし、計画環境影響評価の結論と審査意見に基づき、有効期限内のデータと成果を十分に利用し、建設プロジェクトの主な環境影響について重点的に分析・評価する。

3.2 建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドライン体系の構成

通則、汚染源強度計算技術ガイドライン、環境要素環境影響評価技術ガイドライン、専門テーマ環境影響評価技術ガイドライン、業種別建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドラインで構成する。

汚染源強度計算技術ガイドラインとその他の環境影響評価技術ガイドラインは通則に定められた原則と関連要求を遵守する。

汚染源強度計算技術ガイドラインには汚染源強度計算準則と火力発電、製紙、セメント、鉄鋼などの業種の汚染源強度計算技術ガイドラインが含まれる。環境要素環境影響評価技術ガイドラインとは大気、地表水、地下水、騒音環境、生態、土壌などの環境影響評価技術ガイドラインを指す。専門テーマ環境影響評価技術ガイドラインとは環境リスク評価、健康リスク評価、環境影響経済損益分析、固形廃棄物などの環境影響評価技術ガイドラインを指す。業種別建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドラインとは水利・水力発電、採掘、交通、海洋構造物などの建設プロジェクト環境影響評価技術ガイドラインを指す。

3.3 環境影響評価作業手順

建設プロジェクトの立地・経路選択、規模、性質、製造工程などと国家と地方の関係環境保護法令、基準、政策、規範、計画、計画環境影響評価の結論及び審査意見との適合性を分析判定し、併せて生態保護レッドライン、環境質下限ライン、資源利用上限ライン及び環境市場参入ネガティブリストと照合し、環境影響評価作業実施の前提及び基礎とする。

環境影響評価作業は一般に三段階に分けられる。すなわち、調査分析と作業計画策定段階、分析論証と予測評価段階、環境影響報告書（表）作成段階である。具体的なフローは図1を参照。

3.4 環境影響報告書（表）作成要求

3.4.1 環境影響報告書作成要求

a) 一般に、概要、総則、建設プロジェクト工程分析、環境現況調査と評価、環境影響予測と評価、環境保護措置とその実行可能性論証、環境影響経済損益分析、環境管理とモニタリング計画、環境影響評価の結論と付録・別添が含まれる。

概要は、建設プロジェクトの特徴、環境影響評価の作業過程、分析判定に関する状況、注目される主な環境問題及び環境影響、環境影響評価の主な結論などを簡単に説明すればよい。総則には作成の基礎、評価要素と評価基準、評価作業等級と評価範囲、関連計画と環境機能区画、主要環境保護目標を含まなければならない。付録と別添にはプロジェクト依拠文書、関連技術資料、引用文献を含まなければならない。

b) 概括的に環境影響評価の全作業成果を記述し、重点を強調しなければならない。工程分析は工程の特性を、環境現況調査は環境特性を記述しなければならない。主な環境問題は明確に説明しなければならない。影響の予測方法は科学的、予測結果は信頼可能、環境保護措置は実行可能かつ有効、評価の結論は明確でなければならない。

c) 記述は簡潔・正確、文章は規範的、計量単位は標準的、データは真実・信頼可能、資料は精確でなければならず、先進情報技術の利用を強化しなければならず、図表情報は環境質の現況評価と環境影響予測評価の要求を満たさなければならない。

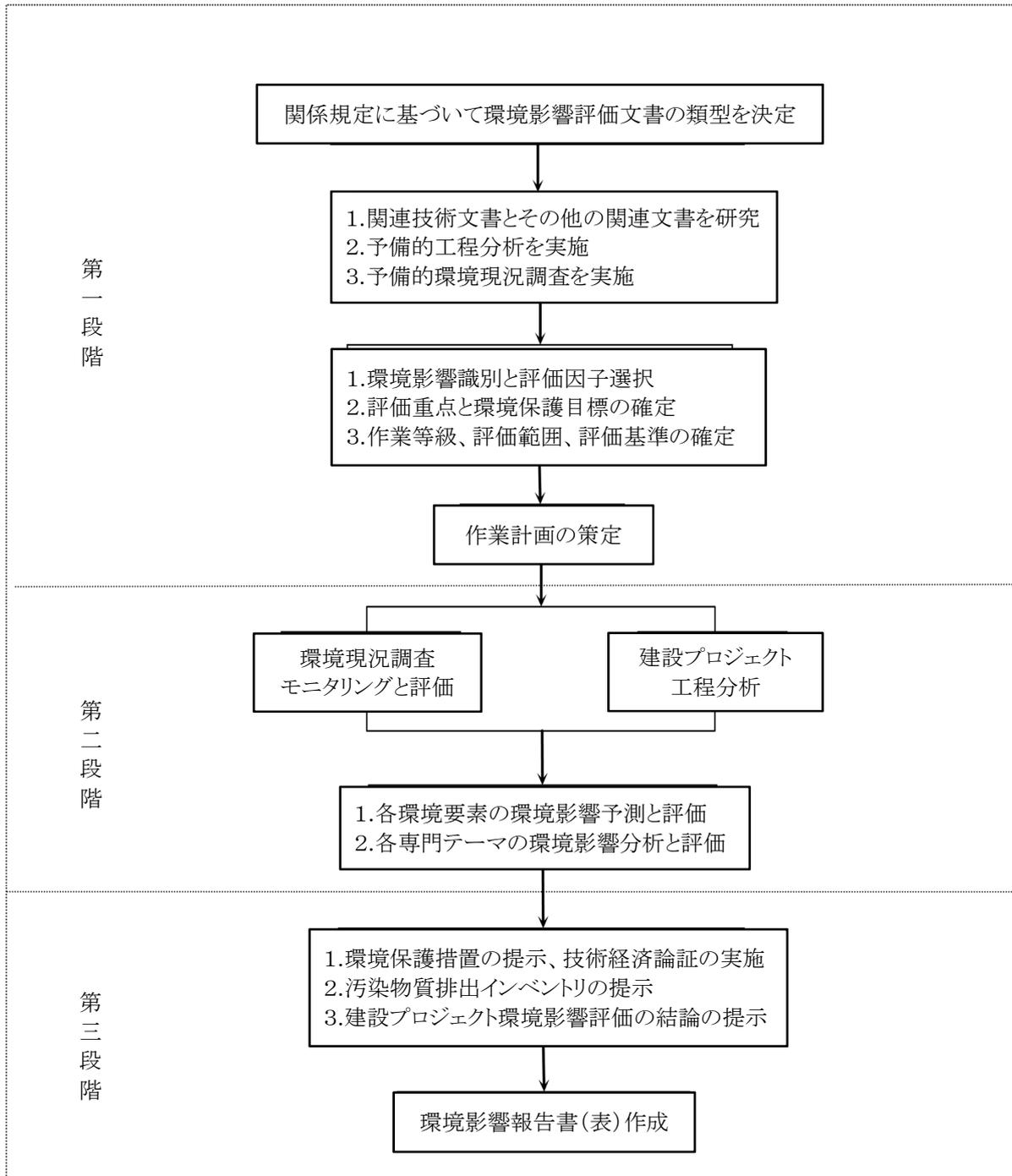


図 1 建設プロジェクト環境影響評価作業手順図

3.4.2 環境影響報告表作成要求

環境影響報告表は規定のフォームを使わなければならない。工程の特性、環境の特性に基づき、特定の環

境要素を重点化し、又は専門テーマを設けて評価することができる。

3.4.3 環境影響報告書（表）の内容が国家機密に及ぶ場合は、国家機密管理に関する規定に従って処理する。

3.5 環境影響識別と評価要素選択

3.5.1 環境影響要素の識別

建設プロジェクトの直接間接の行為をリストアップし、建設プロジェクト所在区域の開発計画、環境保護計画、環境機能区画、生態機能区画及び環境の現況と結び付けて、上述の行為の影響を受ける可能性のある環境影響要因を分析する。

建設プロジェクトの建設段階、操業、使用期間経過後（プロジェクトの状況に応じて選択可能）の各段階における各種行為と影響を受ける可能性のある環境要素間の作用反応関係、影響の性質、影響の範囲、影響の程度などについて明確にし、建設プロジェクトが各環境要素に発生させる可能性のある汚染影響と生態影響について定性分析しなければならない。それには有利及び不利な影響、長期及び短期の影響、可逆及び不可逆の影響、直接及び間接の影響、累積及び非累積影響が含まれる。

環境影響要素識別にはマトリックス法、ネットワーク法、地理情報システムに支援されたマップ・オーバーレイ法などを用いることができる。

3.5.2 評価要素の選択

建設プロジェクトの特徴、環境影響の主な特性に基づき、区域環境機能要求、環境保護目標、評価基準及び環境制約要因と結び付けて、評価要素を選択する。

3.6 環境影響評価等級の区分

建設プロジェクトの特徴、所在地区の環境特性、関係法令、基準、計画、環境機能区画などに従って、各環境要素、各専門評価作業等級を区分する。詳細は環境要素及び専門テーマ環境影響評価技術ガイドラインで規定する。

3.7 環境影響評価範囲の確定

建設プロジェクトをすべて実施後に環境に与える可能性のある影響の範囲を指す。具体的には環境要素と専門テーマ環境影響評価技術ガイドラインの要求に従って決定する。環境影響評価技術ガイドラインに評価範囲が明確に規定されていないときは、建設プロジェクトが影響を与える可能性のある範囲に従って決定する。

3.8 環境保護目標の確定

環境影響要素識別結果に基づいて、図表をつけて評価範囲内の各環境要素が関係する環境敏感区、特殊な保護が必要な対象の名称、機能、建設プロジェクトとの位置関係及び環境保護要求を説明する。

3.9 環境影響評価基準の確定

環境影響評価範囲内の各環境要素の環境機能区画に基づいて各評価要素に適用する環境質基準及び対応する汚染物質排出基準を確定する。環境機能区画区分が行われていない区域では、地方人民政府の環境保護主管部局が各環境要素に適用すべき環境質基準と排出基準を確認する。

3.10 環境影響評価方法の選択

環境影響評価には定量的評価と定性的評価を結び付けた方法を採用し、定量的評価を主としなければならない。環境影響評価技術ガイドラインが評価方法を規定している場合は、規定の方法を採用しなければならない。環境影響評価技術ガイドラインに規定していない方法を採用する場合は、建設プロジェクト環境影響特性、影響の性質と評価範囲などに基づき、その適用性を分析しなければならない。

3.11 建設計画案の環境比較選択

建設プロジェクトに複数の建設計画案があり、環境敏感区に関係する又は環境影響が顕著な時は、重点的に環境制約要因、環境影響程度などの面から建設計画の環境比較選択を行わなければならない。

4 建設プロジェクトの工程分析

4.1 建設プロジェクト概況

本体設備、補助設備、公共設備、環境保護設備、貯蔵輸送設備及び協力設備が含まれる。

汚染影響を主とする建設プロジェクトはプロジェクト構成、建設地点、原材料、生産工程、主要生产設備、製品（主製品と副産物）計画、平面レイアウト、工期、総投資額及び環境保護投資額を明確にしなければならない。

生態影響を主とする建設プロジェクトはプロジェクト構成、建設地点、敷地規模、総平面及び現場レイアウト、施工方法、施工順序、工期と運行方式、総投資額と環境保護投資額を明確にしなければならない。

改修・拡張・移転の建設プロジェクトはさらに既存設備の基本状況、汚染物質排出及び基準達成状況、存在する環境問題と採用予定の是正計画などを追加しなければならない。

4.2 影響要因分析

4.2.1 汚染影響要因分析

クリーナープロダクションの理念を遵守し、プロセスの環境適合性、プロセスの主な汚染物質発生場所及び末端処理措置の相乗性などについて、環境に大きな影響を与える可能性のある主な要因について深く分析する。

汚染物質発生場所を含む生産工程フローチャートを作図する。生産、積卸、貯蔵、輸送などの工程ごとに一般的汚染物質、特徴的汚染物質などの汚染物質の（正常運転状態と起動停止状態及びメンテナンスなどの非正常運転状態を含む）発生、排出状況を分析し、発がん性、催奇性、突然変異誘発性のある物質、残留性有機汚染物質又は重金属が存在した場合は、その発生源、移動ルート及び流出先を明確化しなければならない。騒音、振動、放射能及び電磁波などの汚染の発生源、特性と強度を示す。各種発生源予防、プロセス管理、末端処理、回収利用など環境影響緩和措置の状況を説明する。

プロジェクトで消費する原料と副資材、燃料、水資源などの種類、構成、数量を明確にし、主要原材料とその他の材料の物理化学的性質、毒性学的特性、製品及び中間体の性質、数量を示す。

建設段階と操業期間中に突発事象の発生により、有毒有害、引火爆発性などの物質の漏洩が起り、環境と人に影響と損害を与える可能性のある建設プロジェクトは、建設と操業過程のリスク因子識別を実施しな

なければならない。大きな健康リスク因子が潜在する建設プロジェクトでは、健康に影響を与える潜在環境リスク因子の識別を実施しなければならない。

4.2.2 生態影響要因分析

建設プロジェクトの特徴と区域環境特性を結び付けて、建設プロジェクトの建設と運行過程（施工方式、施工順序、運行方式、管理調整方式など）の生態環境への作用因子と影響源、影響方法、影響の範囲と影響の程度を分析する。重点は影響の程度が大きく、範囲が広く、時間が長く、環境敏感区におよぶ作用因子と影響源であり、間接影響、地域的影響、長期的影響及び累積影響などの特有な生態影響要因の分析に注目する。

4.3 汚染源強度計算

4.3.1 汚染物質発生段階（生産、積卸、貯蔵、輸送を含む）、発生方式と処理措置に基づき、建設プロジェクトの組織的排出と逸散排出、正常運転状態と異常運転状態下の汚染物質発生と排出強度を計算し、汚染因子と、その発生・排出方式、濃度、数量などを示す。

4.3.2 改修・拡張プロジェクトの汚染物質排出量（組織的排出と逸散排出、正常運転状態と異常運転状態を含む）の統計は、既存、建設中、改修・拡張プロジェクトなど、数種のシナリオで汚染物質発生量、排出量及びその変化量を集計し、改修・拡張プロジェクト完成後の最終的な汚染物質排出量を計算する。

4.3.3 汚染源強度計算方法の詳細は汚染源強度計算技術ガイドラインで規定する。

5 環境現況調査と評価

5.1 基本要求

5.1.1 建設プロジェクトに密接に関係のある環境要素は全面的かつ詳細に調査し、定量的データを示して分析又は評価しなければならない。自然環境の現況調査は、建設プロジェクトの状況に基づいて必要な説明を行う。

5.1.2 評価範囲内の定常モニタリング地点、モニタリング断面及びモニタリング局の最近3年間の環境モニタリング資料又はバックグラウンド数値の調査資料を十分に収集し、既存資料では要求を満たさないときは、現場調査と測定を行わなければならない。現況監測の地点とモニタリングネットワークの地点は、各環境要素環境影響評価技術ガイドラインの要求に従って配置し、分布の均一性と代表制の原則を考慮しなければならない。計画環境影響評価の結論と審査意見に適合した建設プロジェクトは、有効期限内の関係計画環境影響評価の環境調査資料と結論を直接引用することができる。

5.2 環境現況調査の方法

環境現況調査方法の詳細は環境要素環境影響評価技術ガイドラインで規定する。

5.3 環境現況調査と評価内容

環境影響要素識別結果に基づき、対応する現況調査と評価を実施する。

5.3.1 自然環境現況調査と評価

地形、気候・気象、地質、水文、大気、地表水、地下水、騒音、生態、土壌、海洋、放射能と放射線（必要であれば）などの調査内容を含む。環境要素と専門テーマ設置状況に基づき、対応する内容を選択し詳細な調査を行う。

5.3.2 環境保護目標調査

評価範囲内の環境機能区画と主要な環境敏感区を調査し、環境保護目標の地理的位置、サービス機能、周囲の境界、保護対象と保護要求を詳細に調査する。

5.3.3 環境質現況調査と評価

a) 建設プロジェクトの特徴、発生可能性のある環境影響及び現地環境特性に基づき、環境要素を選択して調査と評価を行う。

b) 区域の環境質現況評価。環境質の変化動向を説明し、区域に存在する環境問題と発生原因を分析する。

5.3.4 区域汚染源調査

建設プロジェクトの一般的汚染因子と特徴的汚染因子、影響評価区域の環境質の主要汚染因子と特殊汚染因子を選択して主な調査対象とする。各汚染源の分類調査に注意する。

6 環境影響予測と評価

6.1 基本要件

6.1.1 環境影響予測と評価の時期、内容と方法はいずれも工程の特性と環境特性、評価作業等級、現地の環境保護要求に基づいて決定する。

6.1.2 予測と評価の因子には建設プロジェクトの特徴を反映する一般的汚染因子、特徴的汚染因子と生態因子、及び区域環境質状況を反映する主要汚染因子、特種汚染因子と生態因子を含まなければならない。

6.1.3 環境質のバックグラウンドと環境影響評価範囲内の建設中プロジェクトの同類汚染物質の環境影響の重なりを考慮しなければならない。

6.1.4 環境質が環境機能要求若しくは環境質改善目標に不適合の場合、区域期限内基準達成計画と結び付けて、環境質の変化を予測しなければならない。

6.2 環境影響予測と評価方法

予測と評価の方法は主に数学モデル法、物理モデル法、類推調査法などがあり、それぞれ環境要素及び専門テーマ環境影響評価技術ガイドラインで詳細に規定する。

6.3 環境影響予測と評価内容

6.3.1 建設プロジェクト操業段階の正常運転状態と異常運転状態の状況の環境影響を重点的に予測しなければならない。

6.3.2 建設段階の大気、地表水、地下水、騒音、振動、生態及び土壌などへの影響の程度が大きく、影響時間が長いときは、建設段階の環境影響予測と評価を行わなければならない。

6.3.3 工程の特性、規模、環境敏感性の程度、影響の特徴等に応じて建設プロジェクト使用期間経過後の

環境影響予測と評価の実施を選択することができる。

6.3.4 建設プロジェクトから排出する汚染物質が環境に累積的影響を与えるときは、累積影響の影響源を明確にし、プロジェクト実施により発生する可能性のある累積影響の条件、方式、経路を分析し、プロジェクト実施による時間と空間上の累積環境影響を予測しなければならない。

6.3.5 生態影響を主とする建設プロジェクトについては、生態系組成とサービス機能の変化動向を予測し、プロジェクト建設と操業の環境保護目標への影響を重点的に分析しなければならない。

6.3.5 環境リスクの存在する建設プロジェクトについては、環境リスク源を分析し、環境リスクの結果を計算し、環境リスク評価を実施しなければならない。大きな健康リスクが潜在する建設プロジェクトは、人の主要曝露経路を分析しなければならない。

7 環境保護措置とその実行可能性論証

7.1 建設プロジェクト建設段階、操業段階と使用期間経過後（プロジェクトの状況に応じて選択可能）に採用する予定の具体的な汚染防止、生態保護、環境リスク予防、などの環境保護措置を明確に示す。採用予定措置の技術的実行可能性、経済的合理性、長期安定運転と基準達成排出の信頼性、環境質改善と排出許要求達成可能性、生態保護と回復効果の達成可能性を分析し論証する。

各種措置の有効性判定には同類若しくは同等の措置の実際の実施効果を根拠とするが、実施経験がない場合は、パイロットプラント実験のデータを提供することができる。

7.2 環境質が基準を達成していない地域では、国内外の先進的で利用可能な環境保護措置を採用し、地域の期限内基準達成計画とその実施状況を踏まえて、建設プロジェクト実施の区域環境質改善目標への貢献と影響を分析しなければならない。

7.3 各種の汚染防止、生態保護などの環境保護措置と環境リスク予防措置の具体的内容、責任主体、実施時期、環境保護投資概算額を示し、資金の裏付けを明確にしなければならない。

7.4 環境保護投資には建設プロジェクトの有害環境影響の予防と緩和のためにとられる各種環境保護措置と設備の建設費用、運転維持費用、直接建設プロジェクトにサービスを提供する環境管理とモニタリングの費用及び関連研究費用が含まなければならない。

8 環境影響経済損益分析

建設プロジェクト実施後の環境影響予測と環境質の現況を比較し、環境影響を正と負の両面から、定性と定量を組み合わせた方法で、建設プロジェクトの環境影響結果（直接と間接の影響、悪い影響と良い影響を含む）について経済的損益計算を行い、建設プロジェクトの環境影響の経済価値を計算する。

9 環境管理とモニタリング計画

9.1 建設プロジェクト建設段階、操業、使用期間経過後（プロジェクトの状況に応じて選択可能）の段階ごとに、異なる運転状態、異なる環境影響と環境リスク特性に対応して、具体的な環境管理要求を提示する。

9.2 汚染物質排出インベントリを示し、汚染物質排出の管理要求を明確にする。それには設備構成と原材料成分要求、建設プロジェクトで採用する予定の環境保護措置と主な運転パラメータ、排出する汚染物質の種類、排出濃度と総量指標、汚染物質排出の時限要求、排出口情報、適用環境基準、環境リスク予防措置と環境モニタリングが含まれる。社会に公開すべき情報の内容を提示する。

9.3 日常環境管理制度、組織機構と環境管理台帳作成に関する要求を示し、各種環境保護設備と措置の建設、運転及び維持管理費用の確保計画を明確にする。

9.4 環境モニタリング計画には汚染源モニタリング計画と環境質モニタリング計画を含み、内容はモニタリング因子、モニタリング地点配置、モニタリング頻度、モニタリングデータ収集と処理、サンプリング分析方法などを含まなければならない。自主モニタリング計画内容を明確にする。

a) 汚染源モニタリングには汚染源（廃ガス、廃水、騒音、固形や生き物など）及び各種汚染処理施設の運転についての定期若しくは不定期のモニタリングを含み、オンラインモニタリング設備の配置とモニタリング因子を明確にする。

b) 建設プロジェクトの環境影響特性、影響の範囲と影響の程度に基づき、環境保護目標の分布を踏まえ、環境質定点モニタリング又は定期追跡モニタリング計画を制定する。

c) 生態影響が主の建設プロジェクトは生態モニタリング計画を提示しなければならない。

d) 大きな健康リスクのある建設プロジェクトは、環境追跡モニタリング計画を示さなければならない。

10 環境影響評価の結論

建設プロジェクトの建設概況、環境質の現況、汚染物質排出状況、主な環境影響、住民の意見採択状況、環境保護措置、環境影響経済損益分析、環境管理とモニタリング計画などの内容について総まとめを行い、環境質目標要求を踏まえ、建設プロジェクトの環境影響実行可能性の結論を明確に示す。

重大環境制約要因が存在していたり、環境影響受入不可又は環境リスク管理不可、環境保護措置が経済的・技術的に長期的な基準達成排出と生態保護要求を達成不能、地域の環境問題が顕著で改善計画未達成又は環境質改善目標達成不能だったりする建設プロジェクトは、環境影響実行不可能の結論を示さなければならない。